

(4) 景観計画

① 景観法に基づく景観計画の指定区域

事業計画地周辺の「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づく「大阪府景観計画」及び「岸和田市景観計画」による指定区域の状況は、図 4-1-8 のとおりである。

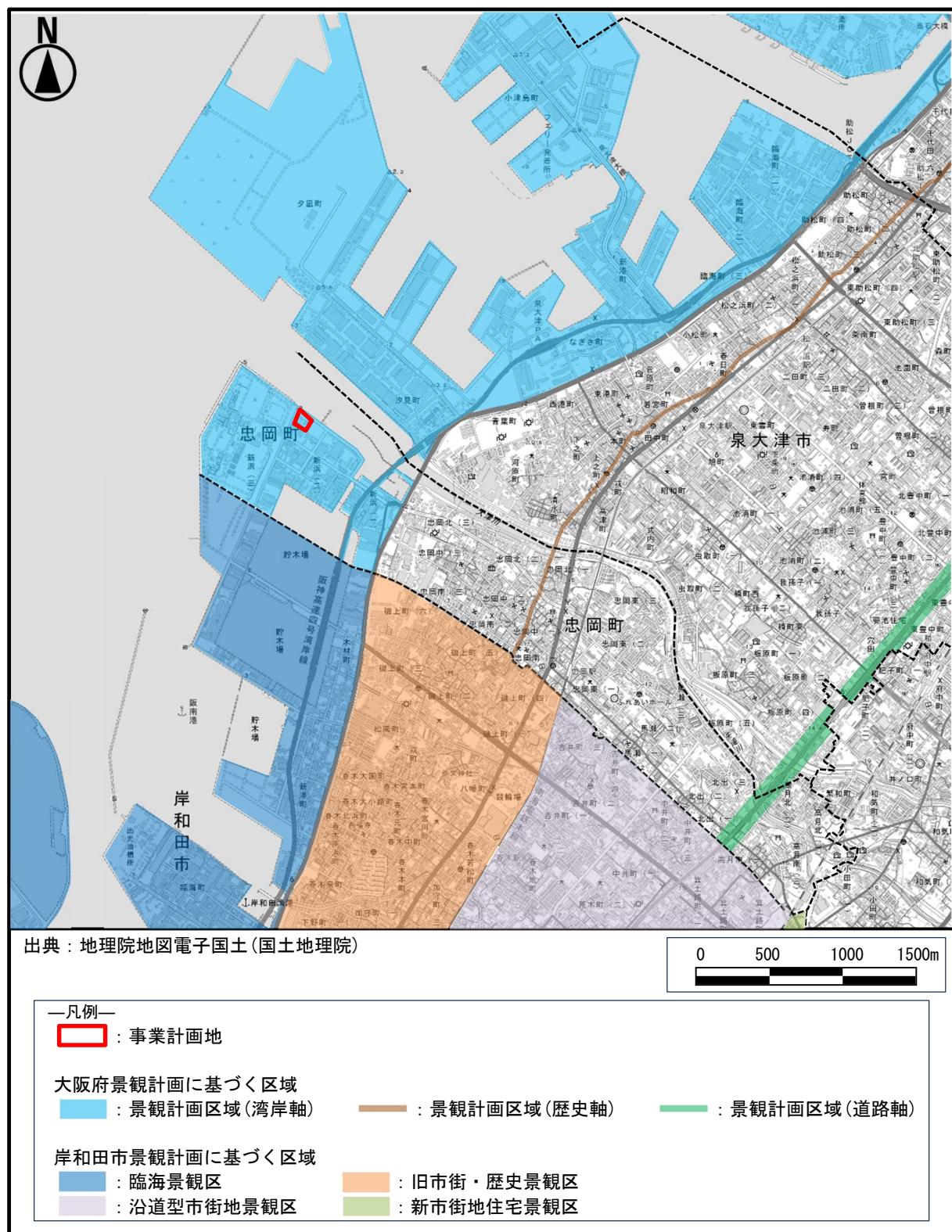


図 4-1-8 景観計画による指定区域の状況

②大阪府景観計画

「大阪府景観計画」の概要は、表4-1-5 7に示すとおりである。

大阪府は、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

なお、忠岡町及び泉大津市は大阪府、岸和田市については、当該市が景観行政団体となる。

表 4-1-5 7 大阪府景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	<p>道路軸:国道 171 号沿道区域/大阪外環状線(国道 170 号)沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道 26 号(第二阪和国道)沿道区域 河川軸:淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/石川沿岸区域 山並み・緑地軸:北摂山系区域/生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸:大阪湾岸区域 歴史軸:歴史的街道区域 (景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。)</p>
景観づくりの基本方針	<p>【道路軸】 ・周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。 ・市街地にあっては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。 ・郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。</p> <p>【河川軸】 ・水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。 ・川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。</p> <p>【山並み・緑地軸】 ・市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。 ・山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。 ・歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>【湾岸軸】 ・湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。 ・湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。 ・湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う</p> <p>【歴史軸】 ・歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。 ・伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。</p>

出典:「大阪府景観計画」(平成 20 年 10 月(平成 24 年 4 月変更)、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

③岸和田市景観計画

「岸和田市景観計画」の概要は、表4-1-58に示すとおりである。

本計画は、「岸和田市景観形成基本方針」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法(平成16年法律第110号)に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めたものである。

岸和田市の恵まれた自然、歴史、文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者に引き継いでいくために景観法に基づき「岸和田市景観計画」を策定したものである。

表4-1-58 岸和田市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市域全域 面積：72.72km ²
景観計画区域の区分 及び主な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海景観区：工業、港湾 ・旧市街地・歴史景観区：住宅、商業 ・沿道型市街地景観区：住宅、商業、工業 ・新市街地住宅景観区：住宅、商業 ・里の景観区：農地、樹林地 ・自然緑地景観区：樹林地
基本景観軸	<p>【牛滝川、津田川】 ・市域の外郭を流れる河川 ・山地部に渓谷を形づくり、市域東部の自然景観を特徴づけている。</p> <p>【春木川】 市域の中央部を東西に流れる都市河川</p> <p>【大阪臨海線】 水際線に沿って南北に走る幹線道路</p> <p>【堺阪南線】 市街地の中心部を南北に貫く主要生活道路</p> <p>【国道26号】 市域を南北に貫く市街地拡大の軸となってきた道路</p> <p>【旧街道】 ・紀州街道：大阪と和歌山を結ぶ江戸時代のメインストリート ・熊野街道：熊野詣によって整えられていった街道 ・府中街道：和泉国府と岸和田城を結んでいた。 ・牛滝街道：牛滝山大威徳寺への参詣道で古くから開かれていた ・塔原街道：岸和田と葛城山を越て紀州を結んでいた</p> <p>【国道170号】 神於山の裾野を走り、丘陵部の豊かなみどりを背景に市域を南北に貫く幹線道路</p>
良好な景観形成に 関する方針	<p>【基本目標】 豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す「個性的快適環境都市」の創生</p> <p>【景観形成基本指針】 (指針1)歴史と伝統を感じさせる景観の創出 (指針2)豊かな自然とのふれあいのある景観の創出 (指針3)都市的魅力にあふれた景観の創出</p>

出典：「岸和田市景観計画」(平成22年1月策定、平成22年10月1日施行、岸和田市)令和7年8月閲覧

(5) その他の計画

① 大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」の概要は、表 4-1-5 9 に示すとおりである。

大阪府では、循環型社会の実現に向け、府民・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協働し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)及び適正処理の取組を推進するため、大阪府循環型社会推進計画を5年ごとに策定している。本計画の特徴として、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定している。

表 4-1-5 9 大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021 年度から 2025 年度までの 5 年間
計画の位置づけ	①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画 ②「2030 大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画 ③「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針
計画の目標	排出量：一般廃棄物 276 万 t、産業廃棄物 1,368 万 t、容器包装プラスチックごみ 21 万 t 再生利用率：一般廃棄物 17.7%、産業廃棄物 33.2%、容器包装プラスチックごみ 50% 最終処分量：一般廃棄物 31 万 t、産業廃棄物 33 万 t 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：400 g / 人・日 プラスチック焼却量：36 万 t プラスチック有効利用率：94%
主な施策	<p>【1. リデュース・リユースの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみを出さないライフスタイルの促進 ②ごみ処理有料化の促進 ③食品ロス削減推進計画に基づく取組 ④事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減 ⑤事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進 <p>【2. リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源化できる紙の分別・リサイクルの促進 ②建設廃棄物の再資源化の促進 <p>【3. プラスチックごみ対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減 ②プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進 ③製品プラスチックの分別・リサイクルの実施 ④より質の高いリサイクルの促進 <p>【4. 適正処理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物処理の広域化、最終処分場の確保 ②産業廃棄物適正処理の徹底 ③災害発生時における廃棄物処理の備え
計画の進行管理	<p>各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度(産業廃棄物は目標年度)ホームページ等で公表</p> <p>【進行管理指標】</p> <p>一般廃棄物：1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率 産業廃棄物：排出量から減量化量を除いた再生利用率・最終処分率 プラスチックごみ：プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率</p>

出典：「大阪府循環型社会推進計画」(2021 年 3 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

②忠岡町一般廃棄物処理基本計画

「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」の概要は、表4-1-60に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、忠岡町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定めるもので、忠岡町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものである。

表4-1-60 忠岡町一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要
計画目標年度	令和19年度を最終目標年度として定めるとともに、概ね5年ごとに中間目標年度を設定
基本目標・目標の視点・施策	<p><減量化・資源化の推進></p> <p>住民・事業者に対してごみの排出抑制に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。 発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で再使用を図るとともに、資源化できるものを極力分別し、集団回収等の資源分別回収を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民との協働による取り組みの推進 ・家庭用生ごみ処理機器購入助成金の充実 ・食品ロス対策の推進 ・広報・啓発の推進 ・事業者との協働による取り組みの推進 ・分別収集の実施 ・分別区分の適宜見直し ・有料化効果の検証 <p><適正処理の推進></p> <p>忠岡町クリーンセンターが更新時期を迎えるため、次期処理施設の整備手法に基づき、適切な処理のための仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)地域エネルギーセンターを次期中間処理の基幹として整備し、廃棄物処理だけでなく地域へのエネルギー供給の核として位置づけ <p><脱炭素化の推進></p> <p>廃棄物処理施設の更新に際して、廃棄物発電等のエネルギー回収策を講じるものとし、電力の地産地消に資する仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次地球温暖化対策実行計画との整合させつつ、(仮称)地域エネルギーセンターを核とする、地域でのエネルギー活用とカーボンフリー化、エネルギーの地産地消の推進 ・地域企業との電力供給等のパートナーシップの推進と地域循環共生圏の構築 ・ごみ処理工程全体を通じた、脱炭素に向けた進捗状況の把握、効果の確認、対応策の検討 <p><生活スタイルの変化に合わせた柔軟な施策検討></p> <p>生活スタイルの変化等によるごみ排出量の増減を敏感にとらえて、収集区分の見直しなど、柔軟な施策展開に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画策定におけるごみ発生量の観測 ・排出抑制・再資源化に係る柔軟な施策実現 <p><災害時の廃棄物処理とBCPの一環としての廃棄物焼却></p> <p>「忠岡町地域防災計画」をはじめとした、防災関連諸計画との整合を図り、平常時だけでなく災害発生時も見据えた廃棄物処理体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の適正な廃棄物処理計画の策定 ・他自治体及び民間処理業者と連携した災害時廃棄物処理の検討 ・災害時利用などを踏まえた廃棄物処理体制の検討 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理・不法投棄への対応 ・特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い ・水銀を含む廃棄物の処理 ・啓発活動や助成活動の財源確保のため、地球環境基金等の活用 ・計画の進行管理

出典：「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」（令和5年3月、忠岡町）令和7年8月閲覧

③第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)

「第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)」の概要は、表4-1-61に示すとおりである。

本計画は、泉大津市の上位計画である第4次泉大津市総合計画(以下「総合計画」という。)や泉大津市第2次環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものである。

また、ごみ処理及び生活排水処理を長期的、総合的な視点に立って計画的に推進するための基本方針であり、「ごみ処理基本計画」は、ごみの排出抑制や適正処理等に係る必要な事項を定めるものである。

表4-1-61 第5次一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(泉大津市)の概要

項目	概要
計画範囲	泉大津市行政区域全域
計画期間	中間目標年度：令和7年度 最終目標年度：令和17年度
基本理念	泉大津市の「総合計画」、泉大津市の「環境基本計画」を受けて、本計画では、引き続き「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理に努め、環境保全を強化した持続可能な循環型社会の構築を目指していくものとする。
基本目標と基本施策	(1)啓発活動、環境教育による意識改革の推進 ①PR、啓発事業、リサイクル教育の充実 ②ごみ減量関連事業の支援 ③適正処理困難物の処理促進 ④環境美化の推進、不法投棄の防止 ⑤プラスチックごみ削減に向けた啓発 (2)ごみの発生、排出を抑制する取組の推進 ①家庭系可燃ごみの有料制の充実 ②分別排出区分の見直しと資源化拡大 ③有価物集団回収システムの拡充 ④不要品等のリユースの促進 ⑤食品ロス削減と生ごみ減量化の推進 ⑥事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ⑦行政のリサイクル実践行動

出典：「第5次一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月、泉大津市)令和7年8月閲覧

④岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)

「岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」の概要は、表4-1-6 2に示すとおりである。

本計画は、「岸和田市総合計画」及び「岸和田市環境計画」を上位計画とするとともに、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「容器包装リサイクル法」などの各法律等に基づいた、岸和田市における一般廃棄物(ごみ)の減量化、資源化及び中間処理、最終処分等のごみ処理に係る総合的な計画である。

表4-1-6 2 岸和田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の概要

項目	概要
本計画の目標年度	平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成40年度(2028年度)を目標年度とする。また、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、平成35年度を中間目標年度に設定する。
基本目標	～ 地球と人にやさしい環境のまち・岸和田市の循環型まちづくり～ 継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持
基本方針	方針1:市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進 方針2:環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
ごみ減量化の施策 目的と項目	<ul style="list-style-type: none"> <排出抑制> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の促進 ・エコショッピング制度の推進 ・「家庭系ごみの分け方・出し方パンフレット」の発行 ・ごみアプリ導入の検討 ・家庭系ごみの有料化 ・食品リサイクル推進指導 ・生ごみの堆肥化の促進 ・生ごみの3キリ運動の促進 ・レジ袋削減等3R促進事業の促進(マイバックの促進、値引き、代金徴収等) ・過剰包装の抑制・自粛 ・事業系ごみハンドブックの発行 ・事業者間の協力 ・製品の長寿命化 ・多量排出事業者に減量化指導等 ・使い捨て商品(容器)の使用抑制 ・発生源における排出抑制 ・流通廃棄物の抑制 <分別・リサイクル品目の拡大> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・集団回収事業のさらなる促進 ・使用済み小型家電の回収方法の拡大 ・廃食用油の資源化 ・リユースの促進 ・バイオマスリサイクルの検討 <収集運搬体制の再検討> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化物の回収拠点の設置検討 ・店頭回収の推進 <環境教育> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化事業の実施 ・環境教育の充実 ・啓発事業の実施や情報の提供 ・出前講座の実施 <施設維持及び適正処理困難物への対応> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正排出や不法投棄の対策 ・適正処理困難物の対策 ・水銀含有廃棄物の適正処理 ・在宅医療廃棄物の収集運搬、処理体制 ・ごみの組成調査の実施 ・最終処分場の安定的な確保 ・焼却処理施設の機能更新等の延命化の実施 <災害時対策の推進> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・周辺自治体との連携強化

出典:「一般廃棄物処理計画(ごみ編)」(平成30年3月、岸和田市)令和7年8月閲覧

⑤大阪府災害廃棄物処理計画

「大阪府災害廃棄物処理計画」の概要は、表4-1-63に示すとおりである。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理計画である「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「大阪府地域防災計画」、「アクションプラン」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえて、災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正処理していくための手順をとりまとめたものである。

表4-1-63 大阪府災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要
本計画の目的	災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿及び片付けごみ等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理する。
対象とする災害	大阪府で想定されている大規模地震（上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震）等による地震災害とし、その他、大規模な風水害等の自然災害も含めるものとする。
対象とする廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・生活ごみ・避難所ごみ・し尿・災害廃棄物<ul style="list-style-type: none">a. 可燃物/可燃系混合物b. 木くずc. 疊・布団d. 不燃物/不燃系混合物e. コンクリートがら等f. 金属くずg. 廃家電（4品目）（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）h. 小型家電/その他家電i. 腐敗性廃棄物j. 有害廃棄物/危険物k. 廃自動車等l. その他、適正処理が困難な廃棄物

出典：「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成29年3月（令和元年7月修正）、大阪府）令和7年8月閲覧

⑥岸和田市災害廃棄物処理計画

「岸和田市災害廃棄物処理計画」の概要は、表4-1-6-4に示すとおりである。

本計画は、大規模災害が発生した時に発生する「災害廃棄物」について、適正かつ円滑・迅速な処理を行うために必要な、応急対策、復旧・復興対策などをまとめたものである。

国の「災害廃棄物対策指針」や「大阪府災害廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、「岸和田市地域防災計画」「岸和田市一般廃棄物処理基本計画」を補完するものとして位置づけられている。

表4-1-6-4 岸和田市災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画策定の背景及び目的	<ul style="list-style-type: none">近年、全国各地で地震や大雨、台風等の大規模自然災害が多発している。近い将来には岸和田市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震における最大震度6弱～震度7の地震発生が想定されるなど、災害時の廃棄物処理が課題となっている。岸和田市は、平成30年9月の台風第21号で、大量の災害廃棄物が発生し、廃棄物処理施設の一部停止等の影響がでた。これらの教訓等を踏まえ、想定される災害に対する事前の体制整備を中心に、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、「岸和田市災害廃棄物処理計画」を策定する。
想定する災害	<ul style="list-style-type: none">本計画で想定する災害は地震災害、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨による風水害及びその他自然災害とする。岸和田市に大きな影響を与える地震は、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、及び中央構造線断層帯地震である。
対象とする災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">生活ごみ避難所ごみし尿災害廃棄物

出典：「岸和田市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月、岸和田市）令和7年8月閲覧

⑦忠岡町地域防災計画

「忠岡町地域防災計画」の概要は、表4-1-6-5に示すとおりである。

本計画は、災害対策基本法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づくものである。

表4-1-6-5 忠岡町地域防災計画の概要

項目	概要
計画の目的	忠岡町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、忠岡町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること
想定する災害の種類	本計画においては、次のとおり発生し得る災害を想定 1. 地震災害 2. 津波災害 3. 風水害 4. その他の災害（鉄道災害・道路災害・危険物等災害・高層建築物及び市街地災害・原子力災害・竜巻災害）
防災の基本方針	I. 命を守る II. 命をつなぐ III. 必要不可欠な行政機能の維持 IV. 経済活動の機能維持 V. 迅速な復旧・復興

出典：「忠岡町地域防災計画」（令和3年3月修正、忠岡町防災会議）令和7年8月閲覧

⑧泉大津市地域防災計画

「泉大津市地域防災計画」の概要は、表4-1-6 6に示すとおりである。

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合計画である。

表4-1-6 6 泉大津市地域防災計画の概要

項目	概要
計画の目的	泉大津市域に係る災害に関し、泉大津市及び防災関係機関が、その全機能を有効に發揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護すること
計画の目標	この計画は、市民・事業者・行政・ボランティア等が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。
防災の基本方針	I. 命を守る II. 命をつなぐ III. 必要不可欠な行政機能の維持 IV. 経済活動の機能維持 V. 迅速な復旧・復興

出典：「泉大津市地域防災計画」（令和5年度修正、泉大津市）令和7年8月閲覧

⑨岸和田市地域防災計画

「岸和田市地域防災計画」の概要は、表4-1-6 7に示すとおりである。

本計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置づけられている。

表4-1-6 7 岸和田市地域防災計画の概要

項目	概要
基本理念	一安全、安心、災害に強いまち岸和田一 ・災害に強い構造を持つまちをつくる（都市構造、都市基盤を整備する） ・災害への備えが整ったまちをつくる（防災マネジメントを構築する） ・市民・事業者が相互に支え合うまちをつくる（災害に強い人と地域をつくる）
計画の目的	災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ること
施策の大綱	・災害に強い構造を持つまち ・災害への備えが整ったまち ・市民・事業者が相互に支え合うまち

出典：「岸和田市地域防災計画」（令和6年7月、岸和田市防災会議）令和7年8月閲覧

4-2 生活環境

4-2-1 大気環境

調査対象とした大気汚染常時監視測定局は、泉大津市及び岸和田市の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)2局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1局とした。

なお、ダイオキシン類については、常時監視測定以外の測定結果も併せて取りまとめを行った。

各地点の測定項目等の概要及び位置は、表4-2-1及び図4-2-1に示すとおりである。

表4-2-1 調査対象地点の概要

図中番号	測定地点	所在地	用途地域	常時監視測定項目					ダイオキシン類
				二酸化硫黄	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
①	一般局 岸和田中央公園	岸和田市 西之内町 279-2	住	●	●	●	●	●	-
②	自排局 泉大津市役所	泉大津市 東雲町 9-12	準工	-	●	●	●	●	●
③	自排局 天の川下水ポンプ場	岸和田市 春木大国町 8-20	住	-	●	●	-	-	-
④	大北下水ポンプ場	岸和田市 地蔵浜町 9	準工	-	-	-	-	-	●



注) 図中の①～④は、表4-2-1の図中番号に対応している。

図4-2-1 測定地点の位置

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、表4-2-2及び図4-2-2に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向にある。

二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は、表4-2-3に示すとおりであり、環境基準値を下回っている。

表4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

測定局	年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局 岸和田中央公園		0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

出典:「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2019年度~2023年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

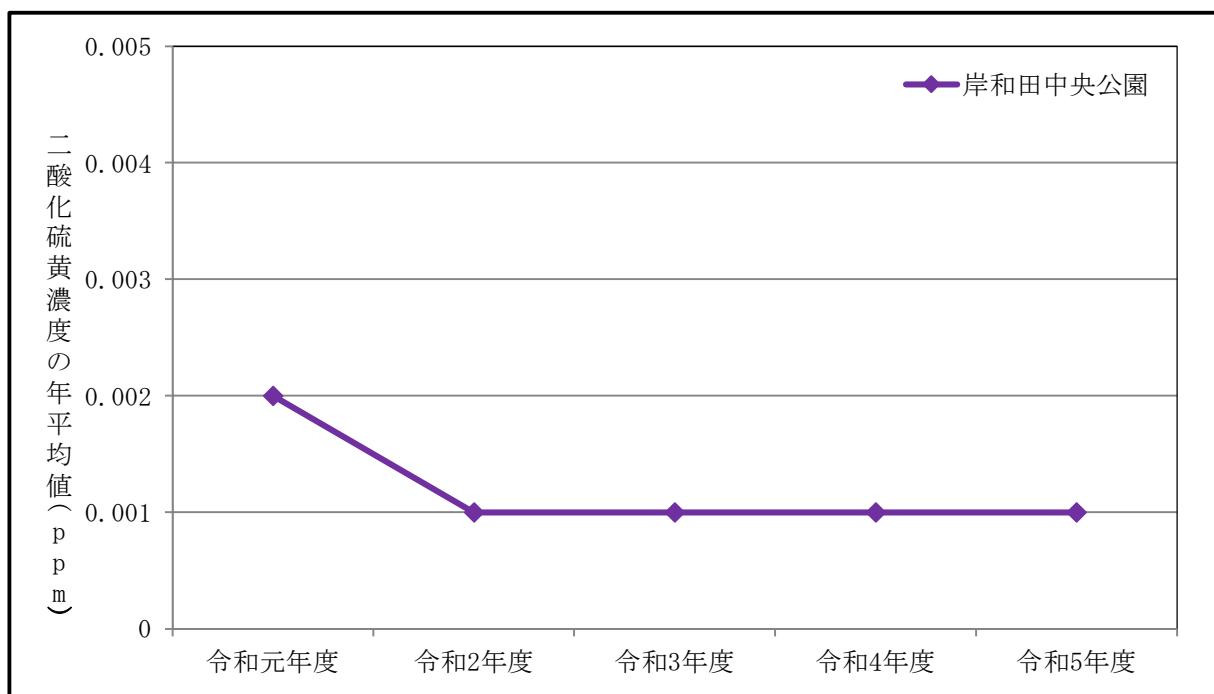


図4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表 4-2-3 二酸化硫黄の年間測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連續したことの有無	長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否	
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)
岸和田中央公園	365	8664	0.001	0	0.0	0	0.0	0.085	0.002	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2023年度）」（2024年8月、大阪府）令和7年8月閲覧

(2) 二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 4-2-4 及び図 4-2-3 に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいないし減少の傾向にある。

二酸化窒素の令和5年度の測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準値を下回っている。

表 4-2-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園		0.011	0.009	0.009	0.009	0.008
	泉大津市役所		0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
自排局	天の川下水ポンプ場		0.016	0.014	0.014	0.014	0.013

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2019年度～2023年度）」（大阪府）令和7年8月閲覧

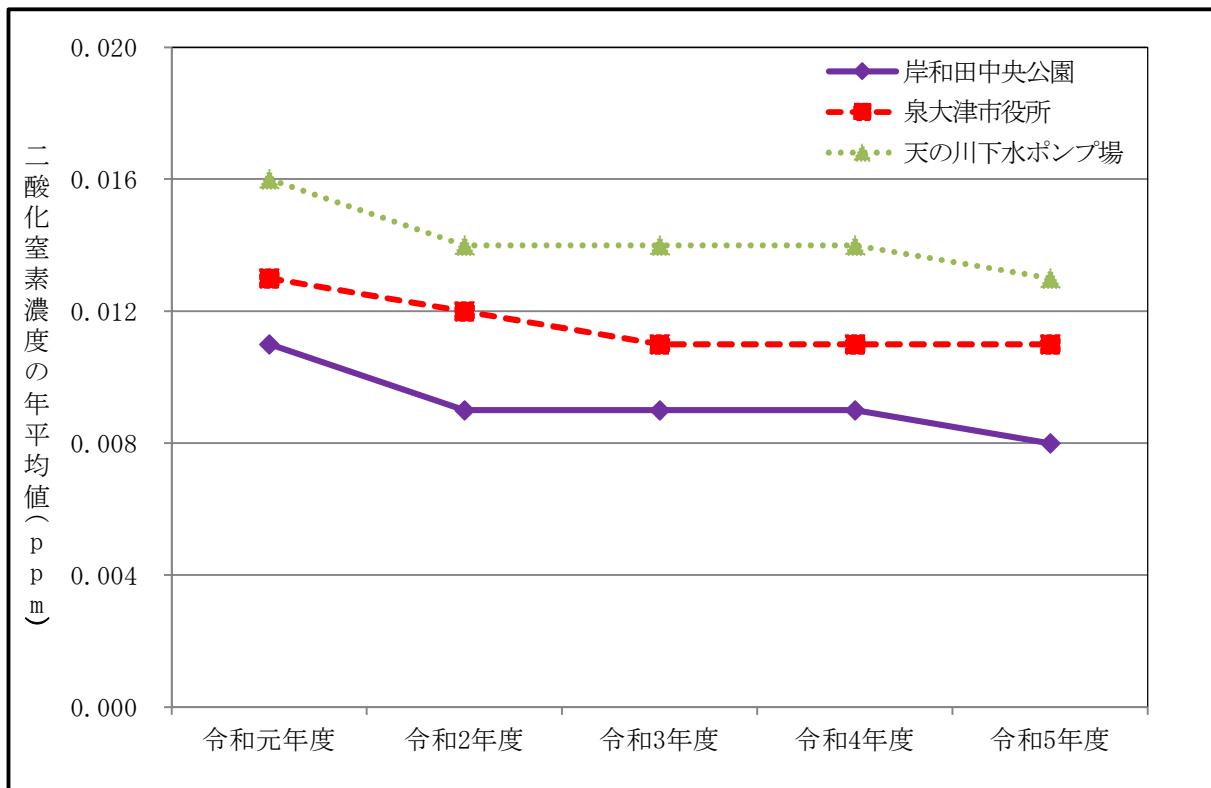


図 4-2-3 二酸化窒素の年平均値の経年変化

表 4-2-5 二酸化窒素の年間測定結果(令和 5 年度)

測定期局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値		1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
岸和田中央公園	364	8641	0.008	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
泉大津市役所	363	8661	0.011	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
天の川下水ポンプ場	365	8668	0.013	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○

注 1) 「98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲外であって、かつ、0.06ppm を超えた日数である。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、98% 値評価による日平均値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定期局測定結果（年報）（2023 年度）」（2024 年 8 月、大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

(3) 一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は、表4-2-6及び図4-2-4に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいないし減少の傾向にある。

一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)の令和5年度の測定結果は、表4-2-7に示すとおりである。

表4-2-6 一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園	NO	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		NOx	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	泉大津市役所	NO	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		NOx	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
自排局	天の川 下水ポンプ場	NO	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
		NOx	0.023	0.020	0.020	0.020	0.018

出典:「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2019年度~2023年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

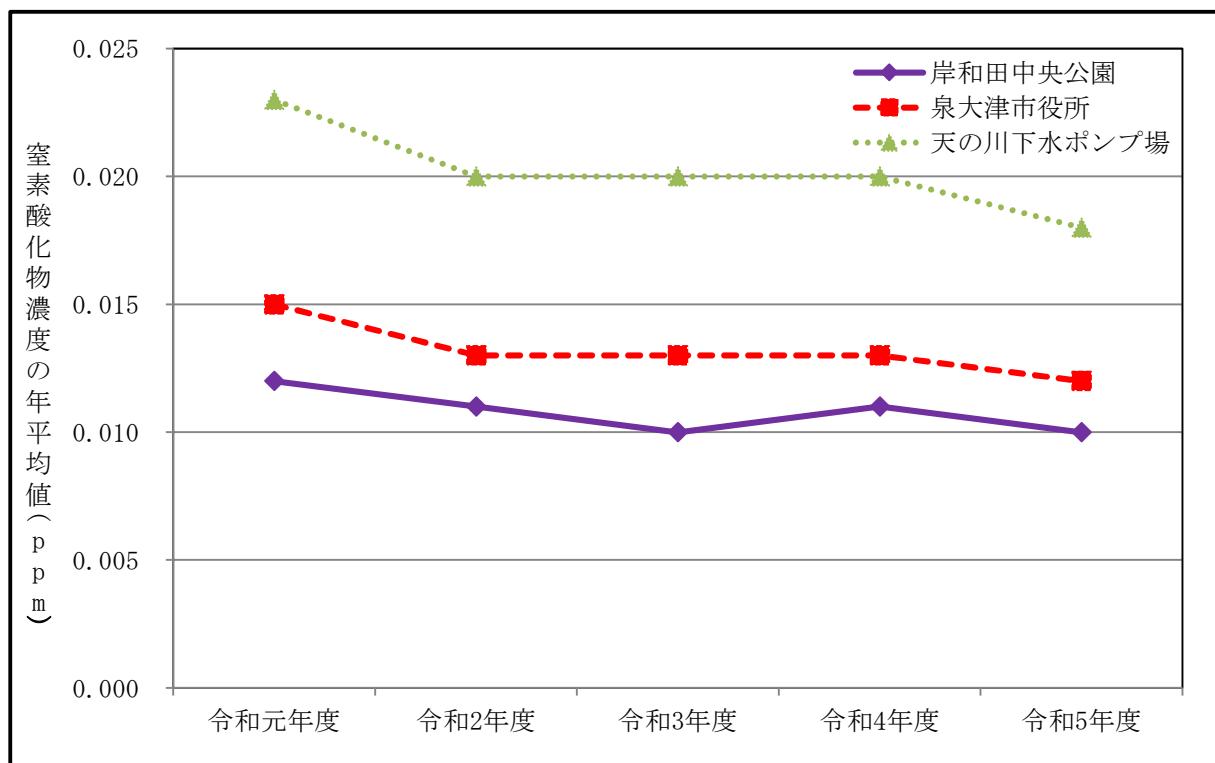


図4-2-4 窒素酸化物の年平均値の経年変化

表 4-2-7 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果(令和 5 年度)

測定局	項目 有効 測定 日数	測定 時間 (日) (時間)	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
			年平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の 98% 値 (ppm)	
								年平均値の NO ₂ / (NO+NO ₂) (%)	
岸和田 中央公園	364	8641	0.001	0.056	0.004	0.010	0.111	0.024	88.0
泉大津 市役所	363	8661	0.002	0.065	0.007	0.012	0.125	0.031	87.1
天の川 下水 ポンプ場	365	8668	0.005	0.246	0.013	0.018	0.288	0.037	73.0

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2023 年度）」（2024 年 8 月、大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 4-2-8 及び図 4-2-5 に示すとおりであり、いずれの地点も横ばいないし減少の傾向にある。

浮遊粒子状物質の令和 5 年度の測定結果は、表 4-2-9 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準値を下回っている。

表 4-2-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位 : mg/m³)

年度		令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023
一般局	岸和田中央公園	0.014	0.013	0.012	0.014	0.013
	泉大津市役所	0.017	0.015	0.014	0.014	0.014
自排局	天の川下水ポンプ場	0.020	0.019	0.018	0.015	0.015

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2019 年度～2023 年度）」（大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

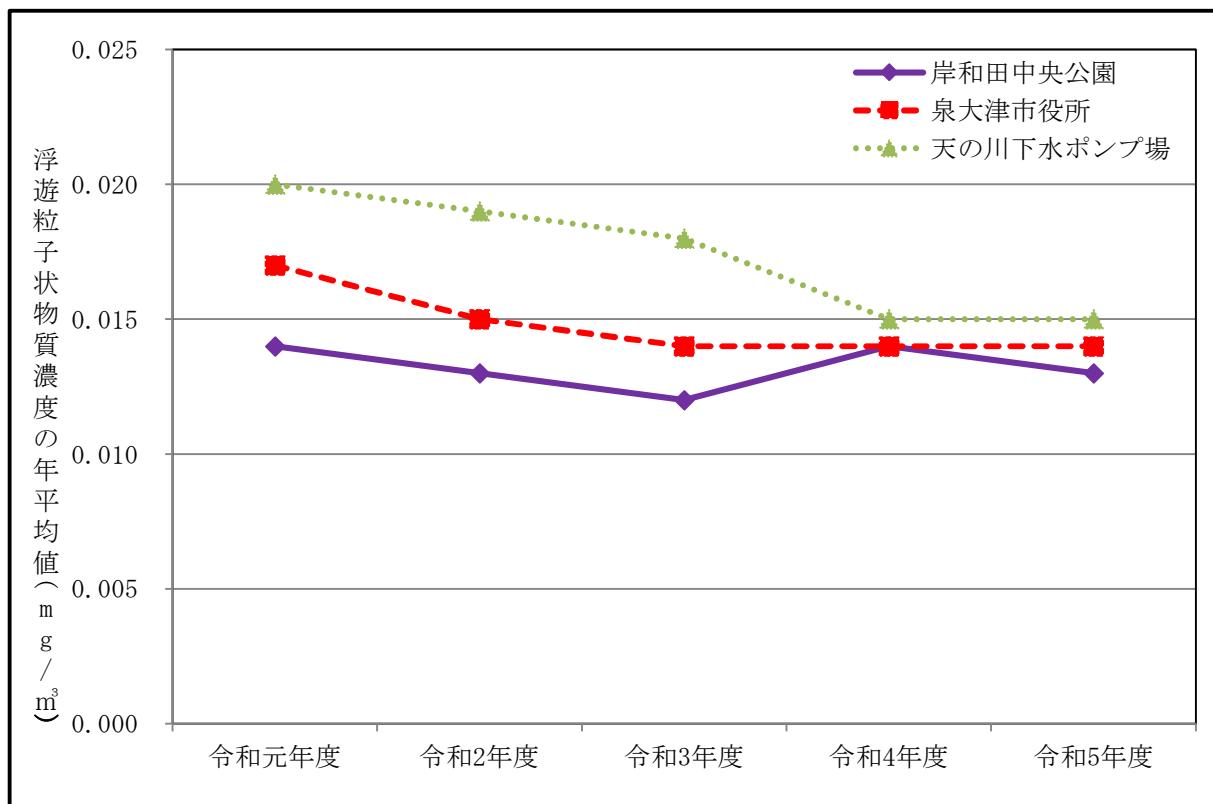


図 4-2-5 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-9 浮遊粒子状物質の年間測定結果(令和 5 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続したとの有無	長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
				(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(適○否×
岸和田中央公園	361	8627	0.013	0	0.0	0	0.0	0.132	0.028	○	0	○
泉大津市役所	362	8688	0.014	0	0.0	0	0.0	0.093	0.036	○	0	○
天の川下水ポンプ場	363	8688	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.036	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% 範囲かつ日平均値のうち $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」適合は、年間にわたる日平均値につき、想定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「大気汚染常時監視測定期測定結果（年報）（2023 年度）」（2024 年 8 月、大阪府）令和 7 年 8 月閲覧

(5)微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表4-2-10及び図4-2-6に示すとおりであり、両地点とも横ばい傾向にある。

微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表4-2-11に示すとおりであり、両地点とも環境基準値を下回っている。

表4-2-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度		令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
測定期	測定期					
一般局	岸和田中央公園	9.2	9.2	7.2	7.0	7.4
	泉大津市役所	11.2	10.6	9.3	9.6	9.7

出典：「大気汚染常時監視測定期測定結果（年報）（2019年度～2023年度）」（大阪府）令和7年8月閲覧

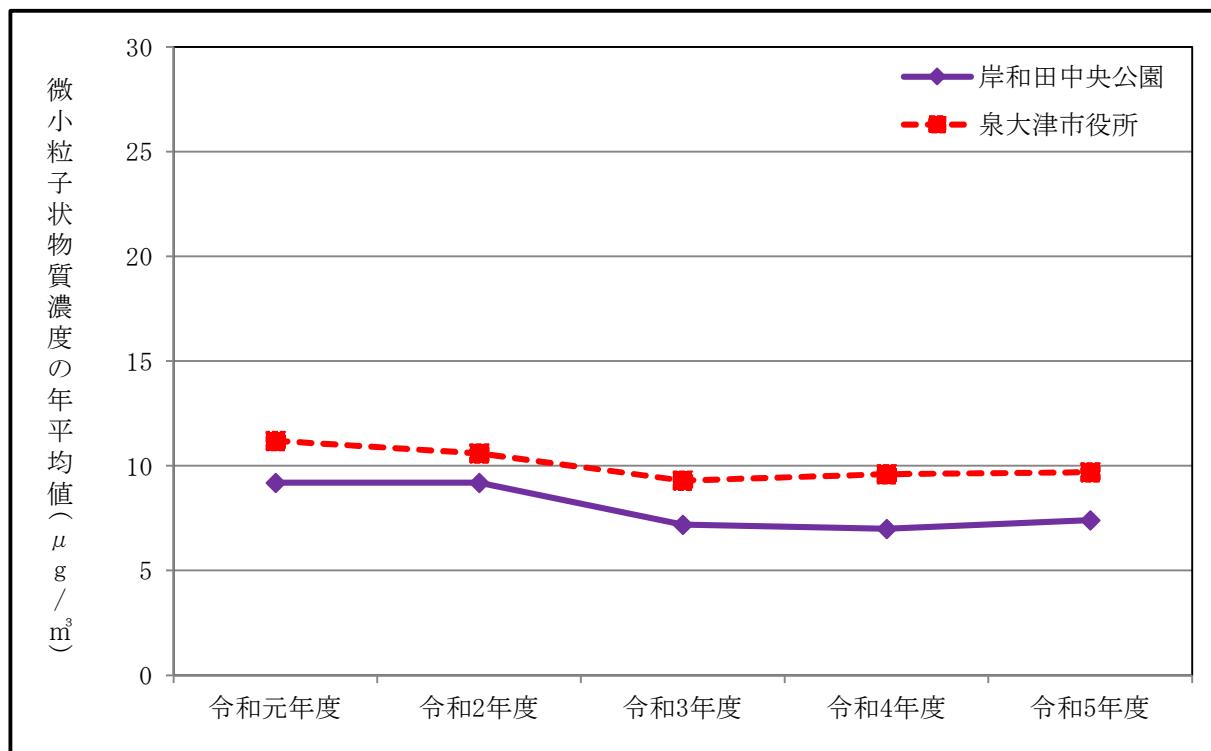


図4-2-6 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-11 微小粒子状物質の年間測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた 日数とその割合 (%)	98%値評価による 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日 数	環境基準達成状況	
							(長期基準) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(短期基準) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
岸和田中央公園	361	8659	7.4	18.8	0	0.0	0	○ ○
泉大津市役所	356	8601	9.7	20.7	0	0.0	0	○ ○

注1)「98%値評価による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から98%の範囲外であって、かつ35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

注2)「環境基準達成状況」の適合は、長期基準は年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。短期基準は日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典:「大気汚染常時監視測定期測定結果(年報)(2023年度)」(2024年8月、大阪府)令和7年8月閲覧

(6)光化学オキシダント

光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表4-2-12及び図4-2-7に示すとおりであり、両地点とも横ばいの傾向にある。

光化学オキシダントの令和5年度の測定結果は、表4-2-13に示すとおりであり、両地点とも環境基準値を上回っている。

表 4-2-12 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

測定局	年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般局	岸和田中央公園	0.032	0.032	0.037	0.035	0.035
	泉大津市役所	0.034	0.035	0.036	0.034	0.034

出典:「大気汚染常時監視測定期測定結果(年報)(2019年版~2023年版)」(大阪府)令和7年8月閲覧

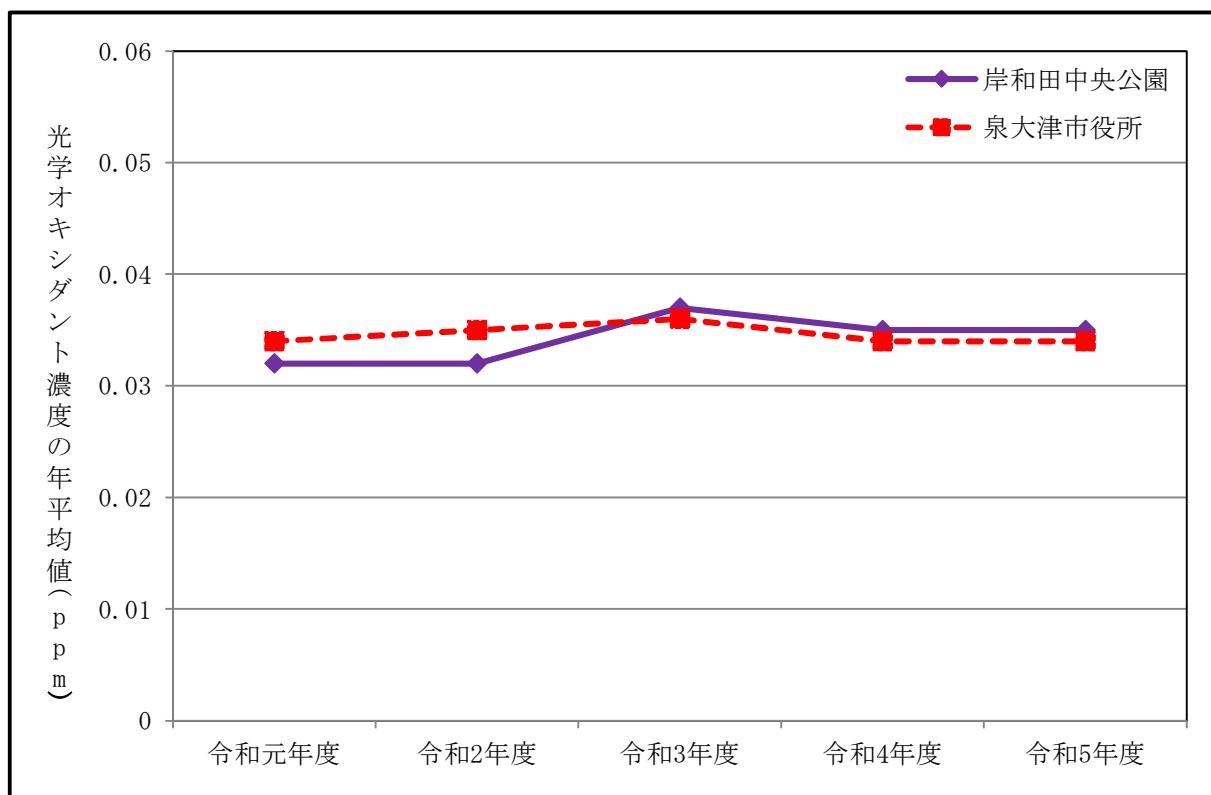


図 4-2-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

表 4-2-13 光化学オキシダントの年間測定結果(令和5年度)

測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間 値の 年平 均値	昼間の 1時間値が 0.06ppm を 超えた日数 と時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm を超えた日 数と時間数	昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1時 間値の年 平均値	環境 基準 の適否	
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○否×
岸和田 中央公園	355	5231	0.035	74	322	0	0	0.112	0.049	×
泉大津 市役所	366	5421	0.034	71	308	0	0	0.101	0.048	×

注1)昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

注2)「環境基準の適否」の適合は、1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2023年度）」（2024年8月、大阪府）令和7年8月閲覧

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 4-2-14 及び図 4-2-8 に示すとおりであり、いずれの地点も令和元年度～令和5年度で全て環境基準値を下回っている。

表 4-2-14 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(単位 : pg-TEQ/m³)

年度 測定局	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023			環境基準値
					夏季	冬季	年平均	
岸和田 中央公園	0.015	-	-	-	-	-	-	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
泉大津 市役所	-	0.020	-	0.040	-	-	-	
大北下水 ポンプ場	0.067	0.016	0.053	0.019	0.014	0.024	0.019	

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和元年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

「大阪府環境白書(2020年～2024年版)」(大阪府)令和7年8月閲覧

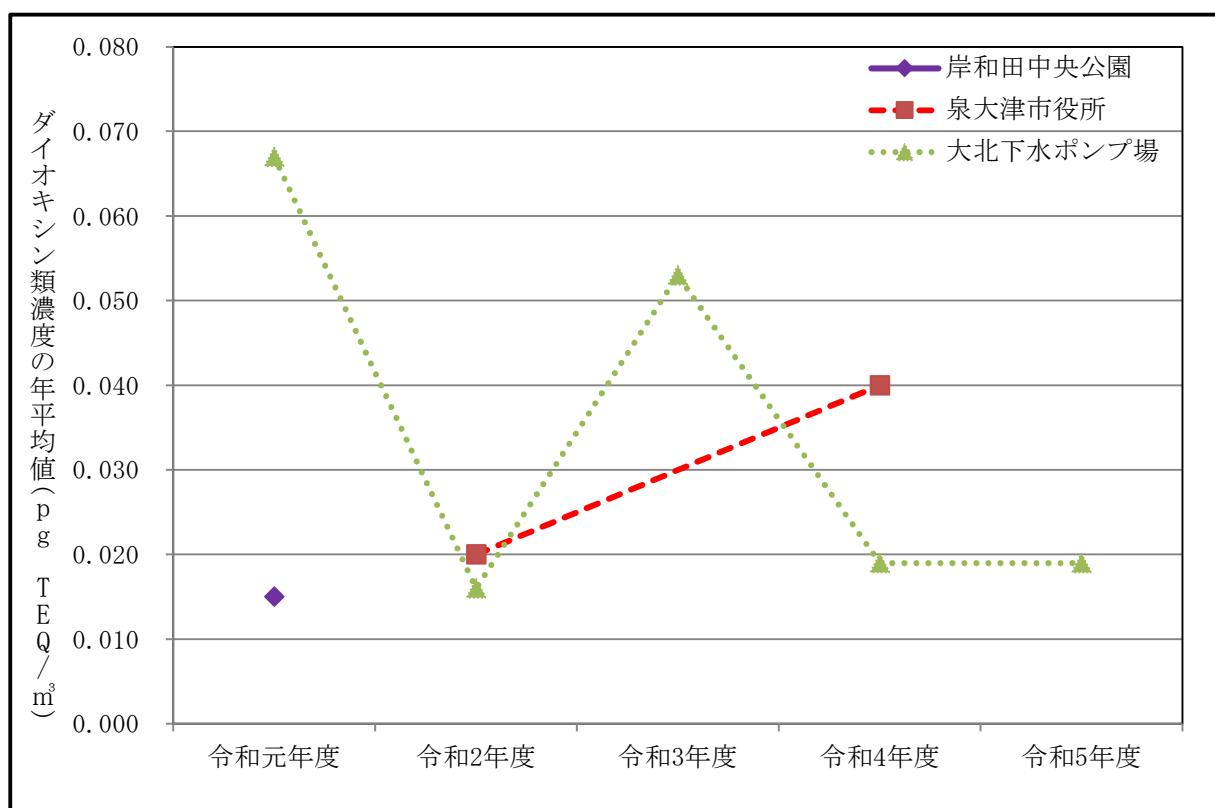
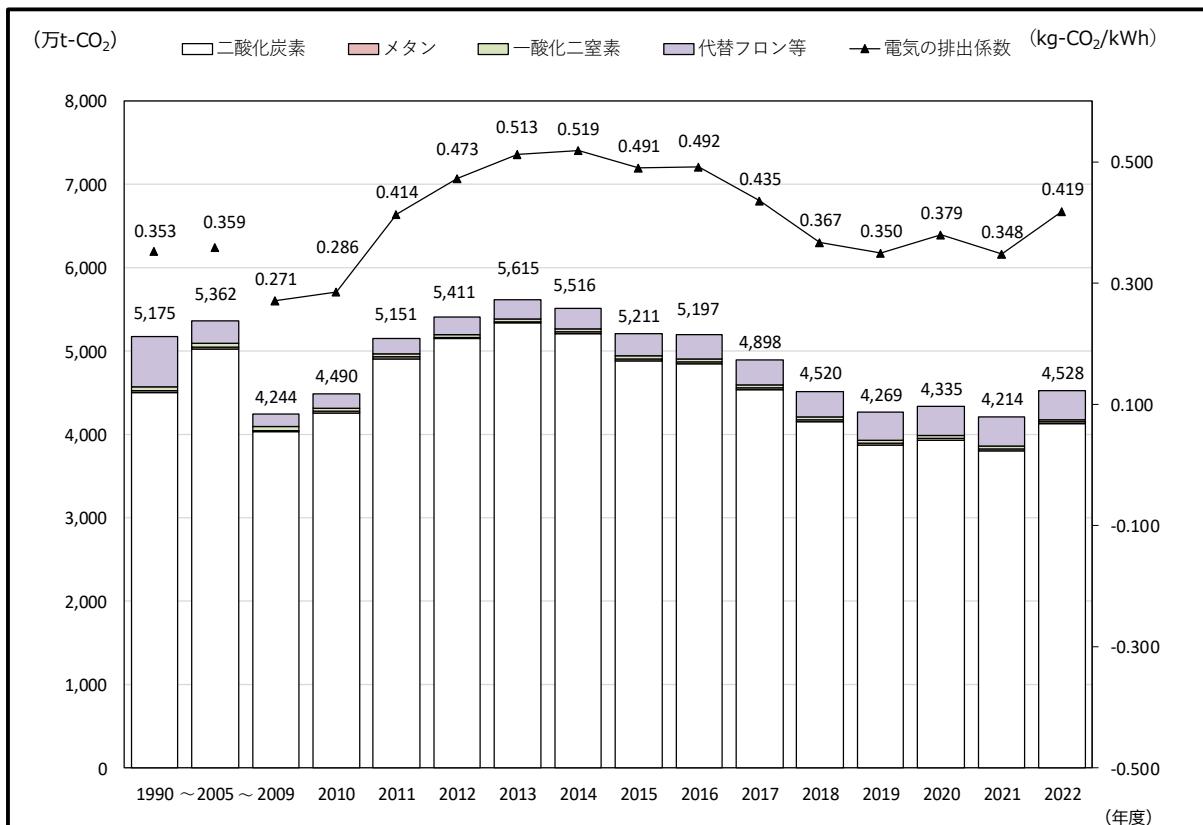


図 4-2-8 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(8) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移は、図4-2-9に示すとおりである。

2022年度の温室効果ガス排出量は4,528万t-CO₂であり、前年度と比べ7.5%((4,528-4,214)/4,214)増加している。また、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の基準年度である2013年度比で19.4%((5,622-4,528)/5,622)減少している。



注1)電気の排出係数は、2005～2007年度は一般電気事業者等(現行制度における小売電気事業者)に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2008年度以降は同様の調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。

注2)四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

出典:「大阪府域における2022年度の温室効果ガス排出量について」(2022年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

図4-2-9 大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移

4-2-2 水環境

(1) 河川

事業計画地周辺主な河川における調査地点の概要は、表4-2-15及び図4-2-10に示すとおりである。

表4-2-15 事業計画地周辺の河川における調査地点の概要

図中番号	河川名	地点名	所在地	類型	類型(水生生物)
①	大津川	大津川橋	泉大津市-忠岡町境	C	生物B
②	大津川	高津取水口		B	生物B
③	牛滝川	高橋	岸和田市	A	生物B
④	春木川	春木橋		C	生物B

注)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典:「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注)図中の①～④は、表4-2-15～表4-2-19の図中番号に対応している。

図4-2-10 事業計画地周辺の河川における調査地点(水質)

①生活環境項目

生活環境項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-16(1)～(2)に示すとおりである。

生活環境項目のうち代表的な汚染指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値は、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。

表4-2-16(1) 生活環境項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型C、生物B)		
			①大津川橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(-)	6.5～8.5	4/24	6.8～8.9	-
D0	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	8.9～14	11
BOD	(mg/L)	5mg/L以下	0/12	0.6～3.2	1.7
COD	(mg/L)	-	-/12	3.8～6.1	4.7
SS	(mg/L)	50mg/L以下	0/12	2～20	6
大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-	-	-
全窒素	(mg/L)	-	-/4	1.3～1.5	1.4
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.080～0.20	0.13
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L以下	0/4	0.006～0.011	0.009
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	0.0011～0.0057	0.0034
調査項目及び単位		環境基準値	大津川(類型B、生物B)		
			②高津取水口		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(-)	6.5～8.5	0/24	7.3～8.4	-
D0	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	9.1～14	11
BOD	(mg/L)	3mg/L以下	1/12	0.7～3.5	1.7
COD	(mg/L)	-	-/12	3.7～6.7	4.7
SS	(mg/L)	25mg/L以下	0/12	1～17	5
大腸菌数	(CFU/100mL)	1000CFU/100mL以下	1/12	$2.6 \times 10^1 \sim 1.4 \times 10^3$	3.1×10^2
全窒素	(mg/L)	-	-/4	1.3～1.5	1.4
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.085～0.22	0.14
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L以下	0/4	0.007～0.014	0.010
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	0.0006～0.0007	0.0007

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“-”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-16 (2) 生活環境項目水質調査結果(令和 5 年度)

調査項目及び単位		環境基準値	牛滝川(類型 A、生物 B)		
			③高橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(一)	6.5～8.5	2/24	7.2～8.8	-
DO	(mg/L)	7.5mg/L 以上	0/12	8.6～14	10
BOD	(mg/L)	2mg/L 以下	1/12	1.2～2.2	1.6
COD	(mg/L)	-	-/12	2.4～5.1	3.9
SS	(mg/L)	25mg/L 以下	0/12	<1～9	2
大腸菌数	(CFU/100mL)	300CFU/100mL 以下	4/12	$1.0 \times 10^2 \sim 1.2 \times 10^3$	3.8×10^2
全窒素	(mg/L)	-	-/4	0.66～1.5	1.2
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.040～0.050	0.045
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L 以下	0/4	0.003～0.011	0.006
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/2	<0.0006～0.0050	0.0028
調査項目及び単位		環境基準値	春木川(類型 C、生物 B)		
			④春木橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(一)	6.5～8.5	0/24	7.2～7.7	-
DO	(mg/L)	5mg/L 以上	0/12	8.0～13	9.8
BOD	(mg/L)	5mg/L 以下	0/12	1.3～3.2	2.1
COD	(mg/L)	-	-/12	5.5～8.7	7.5
SS	(mg/L)	50mg/L 以下	0/12	1～12	6
大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-/4	$5.5 \times 10^1 \sim 2.1 \times 10^3$	7.1×10^2
全窒素	(mg/L)	-	-/4	1.9～3.8	2.7
全燐	(mg/L)	-	-/4	0.073～0.19	0.13
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L 以下	3/4	0.023～0.051	0.038
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.0006～0.0097	0.0033

注 1) 表中の番号は、図 4-2-10 に対応している。

注 2) 表中 m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準値を超えた検体数を表している。なお、m が “-” であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注 3) 表中の “N.D” は検出されず、“<” は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 7 年 3 月、大阪府) 令和 7 年 8 月閲覧

②健康項目

健康項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-17(1)～(4)に示すとおりである。

健康項目の調査結果は、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表4-2-17(1) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位	環境基準値	大津川(類型C、生物B)		
		①大津川橋		
		m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/1	<0.0002～<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/1	<0.0006～<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/1	<0.0003～<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/1	<0.002～<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/2	0.64～1.0
ふつ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/2	0.12～0.24
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	0.11～0.14
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-17(2) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位	環境基準値	大津川(類型B、生物B)		
		②高津取水口		
		m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/2	<0.0003～<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.01～<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/2	<0.0002～<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/2	<0.0004～<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/2	<0.004～<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/2	<0.0006～<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/1	<0.0002～<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/1	<0.0006～<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/1	<0.0003～<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/1	<0.002～<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/2	0.82～0.97
ふつ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/2	0.14～0.24
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	0.10～0.14
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表4-2-17(3) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位	環境基準値	牛滝川(類型A、生物B)		
		③高橋		
		m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/2	<0.0003～<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.01～<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/2	<0.0002～<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/2	<0.0004～<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/2	<0.004～0.008
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/2	<0.0006～<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 3-ジクロロブロベン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/1	<0.0002～<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/1	<0.0006～<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/1	<0.0003～<0.0003
チオベニカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/1	<0.002～<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/2	0.11～0.90
ふつ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/2	0.15～0.48
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	0.04～0.06
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

表 4-2-17(4) 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位	環境基準値	春木川(類型C、生物B)		
		④春木橋		
		m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/2	<0.0003～<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.01～<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/2	<0.0002～<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/2	<0.0004～<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/2	<0.004～<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/2	<0.0006～<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/1	<0.0002～<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/1	<0.0006～<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/1	<0.0003～<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/1	<0.002～<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.001～<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/2	<0.002～<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/2	0.67～1.5
ふつ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/2	0.14～0.19
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/2	0.03～0.06
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/2	<0.005～<0.005

注1)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

③ダイオキシン類

令和3年度～令和5年度におけるダイオキシン類の水質の調査結果は表4-2-18、底質の調査結果は表4-2-19に示すとおりであり、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。

表4-2-18 ダイオキシン類水質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	大津川橋	0.23	1pg-TEQ/L 以下
	③	高橋	0.091	
令和4年度	①	大津川橋	0.50	1pg-TEQ/L 以下
	③	高橋	0.086	
	④	春木橋	0.45	
令和5年度	①	大津川橋	0.20	1pg-TEQ/L 以下
	③	高橋	0.13	

注)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

「岸和田市環境白書(令和3年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

表4-2-19 ダイオキシン類底質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位：pg-TEQ/g)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	大津川橋	0.37	150pg-TEQ/g 以下
	③	高橋	0.19	
令和4年度	①	大津川橋	0.34	150pg-TEQ/g 以下
	③	高橋	0.23	
	④	春木橋	0.39	
令和5年度	①	大津川橋	0.35	150pg-TEQ/g 以下
	③	高橋	0.51	

注)表中の番号は、図4-2-10に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

「岸和田市環境白書(令和3年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

(2) 海域

事業計画地周辺における海域の水質の調査地点の概要は、表 4-2-20 及び図 4-2-11 に示すとおりである。

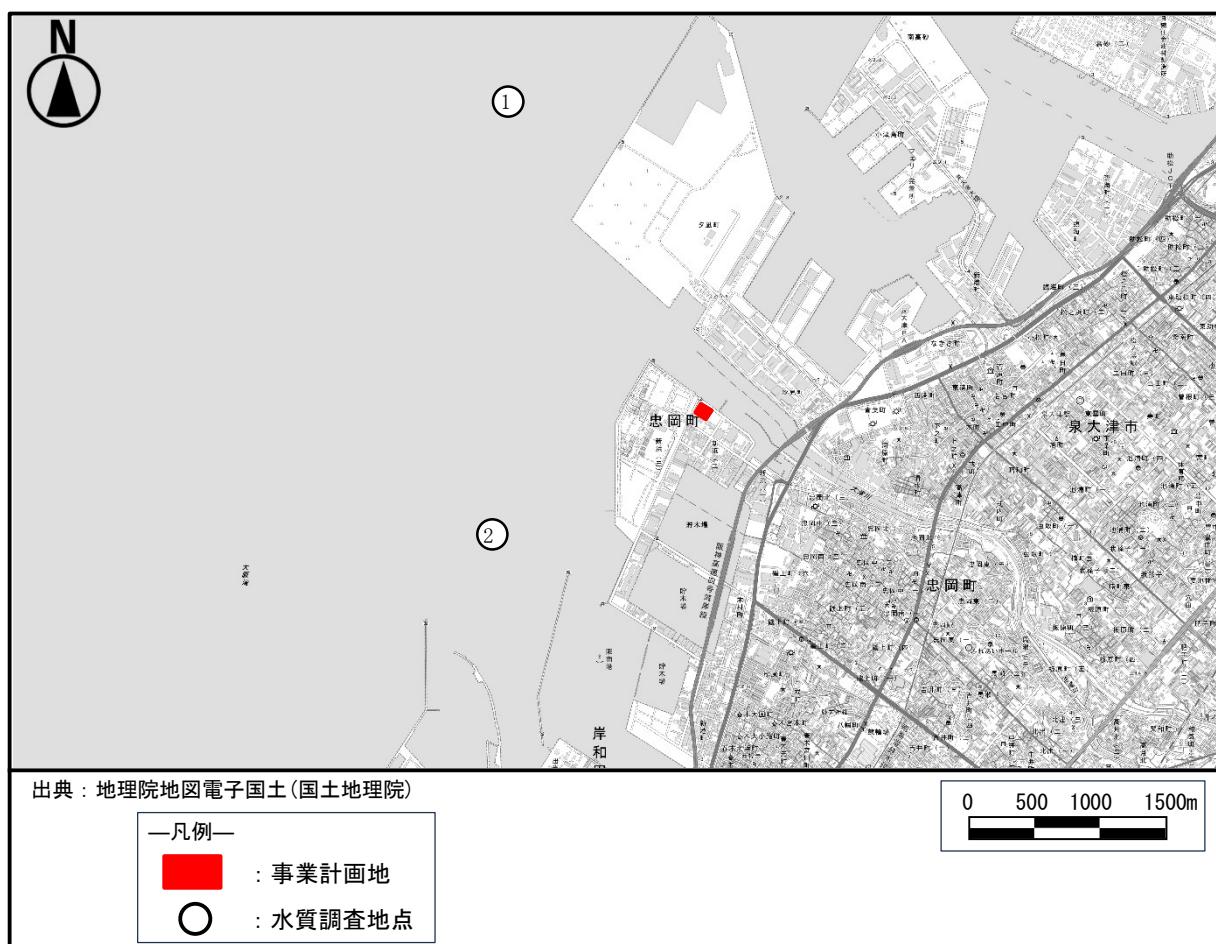
表 4-2-20 事業計画地周辺の海域における調査地点の概要

図中番号	測定地点	類型				調査項目									健康項目 ダイオキシン類	
		一般項目	全窒素及び全燐	全亜鉛等	底層DO	生活環境項目										
						一般項目				全窒素	全燐	底層DO	全亜鉛等			
		pH	DO	COD	ノルマルヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	底層DO	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS					
①	B-4	B類型	III類型	生物A	生物3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
②	C-5	C類型	IV類型	生物特A	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

注1) 表中の番号は、図 4-2-11 に対応している。

注2) 底層 DO の環境基準値は参考値である。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～②は、表 4-2-20～表 4-2-24 の図中番号に対応している。

図 4-2-11 事業計画地周辺の海域における調査地点(水質)

①生活環境項目

生活環境項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-21に示すとおりである。調査結果は、pH、DO、COD等で1部環境基準値を上回る項目もあるが、概ね下回っている。

表4-2-21 生活環境項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目	層	単位	環境基準値	大阪湾(2)(類型B、生物A)		
				①B-4		
				m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	表底	(一)	7.8～8.3	6/12	8.1～8.7	-
				0/12	7.9～8.2	-
DO	表	(mg/L)	5mg/L以上	0/12	8.0～15	10.0
	底	(mg/L)	5mg/L以上	4/12	2.8～9.5	6.4
	最下	(mg/L)	2mg/L以上(参考値)	4/12	2.5～9.2	6.3
COD	表	(mg/L)	3mg/L以下	6/12	2.1～7.8	3.7
	底			1/12	1.6～3.1	2.1
n-ヘキサン抽出物質	表	(mg/L)	検出されないこと	0/12	N.D～N.D	N.D
全窒素	表	(mg/L)	0.6mg/L以下	1/12	0.22～1.1	0.35
	底			0/12	0.17～0.35	0.24
全燐	表	(mg/L)	0.05mg/L以下	1/12	0.024～0.14	0.040
	底			1/12	0.023～0.054	0.035
全亜鉛	表	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	0.002～0.004	0.003
/ニルフェノール	表	(mg/L)	0.001mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	表	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
調査項目	層	単位	環境基準値	大阪湾(1)(類型C、生物特A)		
				②C-5		
				m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	表底	(一)	7.8～8.3	5/12	8.1～8.7	-
				0/12	7.9～8.2	-
DO	表	(mg/L)	2mg/L以上	0/12	8.0～14	9.6
	底		2mg/L以上	1/12	1.0～9.6	6.2
	最下		-	1/12	1.2～9.3	5.9
COD	表	(mg/L)	8mg/L以下	0/12	1.7～7.9	3.3
	底			0/12	1.6～2.7	2.2
n-ヘキサン抽出物質	表	(mg/L)	-	-/2	<0.5～<0.5	<0.5
全窒素	表	(mg/L)	1mg/L以下	0/12	0.19～0.61	0.31
	底			0/12	0.17～0.35	0.23
全燐	表	(mg/L)	0.09mg/L以下	0/12	0.021～0.089	0.037
	底			0/12	0.019～0.065	0.036
全亜鉛	表	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	0.002～0.005	0.003
/ニルフェノール	表	(mg/L)	0.0007mg/L以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	表	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006

注1)表中番号は、図4-2-11に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“-”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧

②健康項目

健康項目の令和5年度における調査結果は、表4-2-21に示すとおりである。健康項目の調査結果は、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表4-2-22 健康項目水質調査結果(令和5年度)

調査項目及び単位		環境基準値	大阪湾(2)(類型B、生物A)		
			①B-4		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/12	<0.08～0.10	0.08
ふつ素	(mg/L)	-	-/2	1.0～1.2	1.1
ほう素	(mg/L)	-	-/2	3.5～4.1	3.8
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
調査項目及び単位		環境基準値	大阪湾(1)(類型C、生物特A)		
			②C-5		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/12	<0.08～0.18	0.09

注1)表中の番号は、図4-2-11に対応している。

注2)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“-”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注3)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和7年3月、大阪府）令和7年8月閲覧

③ダイオキシン類

令和3年度～令和5年度におけるダイオキシン類の水質の調査結果は表4-2-23、底質の調査結果は表4-2-24に示すとおりであり、水質、底質ともにいずれの年度も環境基準値を下回っている。

表4-2-23 ダイオキシン類水質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位: pg-TEQ/L)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	B-4	0.056	1pg-TEQ/L 以下
令和4年度	①	B-4	0.053	
令和5年度	①	B-4	0.031	

注)表中の番号は、図4-2-11に対応している。

出典:「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

表4-2-24 ダイオキシン類底質調査結果(令和3年度～令和5年度)

(単位: pg-TEQ/g)

年度	図中番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和3年度	①	B-4	13	150pg-TEQ/g 以下
令和4年度	①	B-4	13	
令和5年度	①	B-4	12	

注)表中の番号は、図4-2-11に対応している。

出典:「ダイオキシン類環境調査結果(令和3年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧

(3) 地下水質

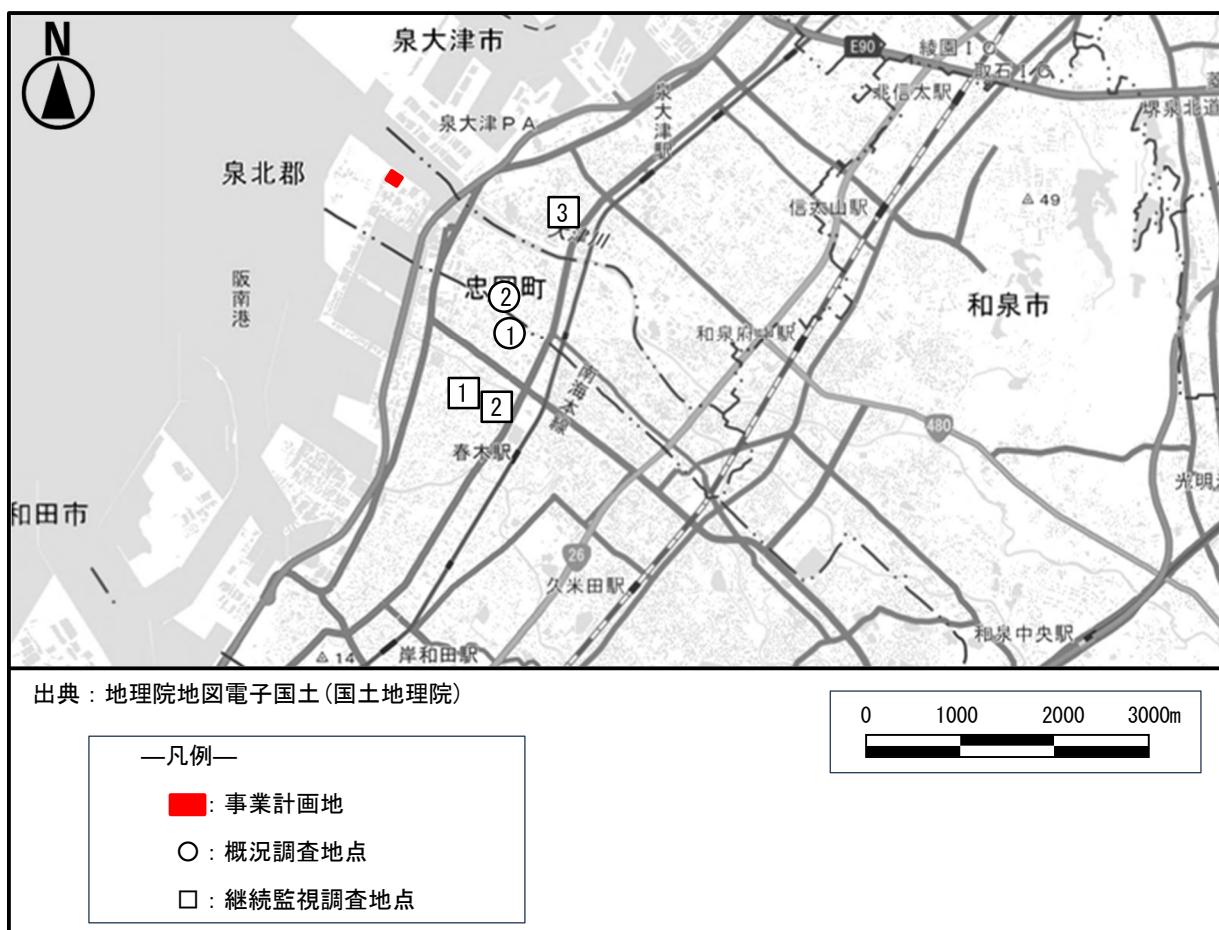
事業計画地周辺において大阪府が実施した。地下水質の調査概要は表 4-2-25、その調査地点は図 4-2-12 に示すとおりである。

表 4-2-25 地下水質の調査概要

調査年度		地点番号	測定地点	井戸の諸元等	
概況 調査	令和 3 年度			深度(m)	回数
	令和 4 年度	②	忠岡町 忠岡南	不明	1
	令和 5 年度	-	-	-	-
継続 監視 調査	令和 3 年度	[1]	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		[2]	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		[3]	泉大津市 上之町	3	1
	令和 4 年度	[1]	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		[2]	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		[3]	泉大津市 上之町	3	1
	令和 5 年度	[1]	岸和田市 春木宮本町	不明	1
		[2]	岸和田市 春木宮川町	不明	1
		[3]	泉大津市 上之町	3	1

注) 表中の番号は、図 4-2-12 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2022～2024 年版)」(大阪府)令和 7 年 8 月閲覧



注) 図中の①～③及び[1]～[3]は、表 4-2-25 及び表 4-2-26 の地点番号に対応している。

図 4-2-12 計画地周辺における地下水の調査地点

表 4-2-2 6 地下水の概況調査結果(令和 3 年度～令和 5 年度)

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市		忠岡町		-		
			①磯上町	②忠岡南	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
概況調査	カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003			-
	全シアン	(mg/L)	検出されないこと	N. D.	N. D.	N. D.			-
	鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005			-
	六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.02	<0.01	<0.01			-
	砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005			-
	総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005			-
	アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	-	-	-			-
	PCB	(mg/L)	検出されないこと	N. D.	N. D.	N. D.			-
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002			-
	四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002			-
	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002			-
	1, 2 - ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004			-
	1, 1 - ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002			-
	1, 2 - ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004			-
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005			-
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006			-
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001			-
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005			-
	1, 3 - ジクロロブロベン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002			-
	チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006			-
	シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003			-
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002			-
	ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001			-
	セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002			-
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	#5.4	#5.1	#5.1			-
	ふつ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.33	#0.13	#0.13			-
	ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.07	<0.02	<0.02			-
	1, 4 - ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005			-
	ダイオキシン類	(pg-T EQ/L)	1pg-TEQ/L 以下	-	0.043	0.043			-
継続監視調査	調査項目	単位	環境基準値	岸和田市				泉大津市	
				1 春木宮本町	2 春木宮川町	3 上之町			
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-

注 1) 表中の “-” は測定なし、“N. D.” は検出されず、“<” は、定量下限値未満を示す。

注 2) 表中の “#” は検出したものの、環境保全目標以下であること、“*” は環境保全目標を超えて検出したことを示す。

注 3) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2022～2024 年版)」(大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

4-2-3 土壤環境

事業計画地周辺において大阪府又は岸和田市が実施したダイオキシン類の土壤調査概要は表4-2-27、その調査地点は図4-2-13に示すとおりである。

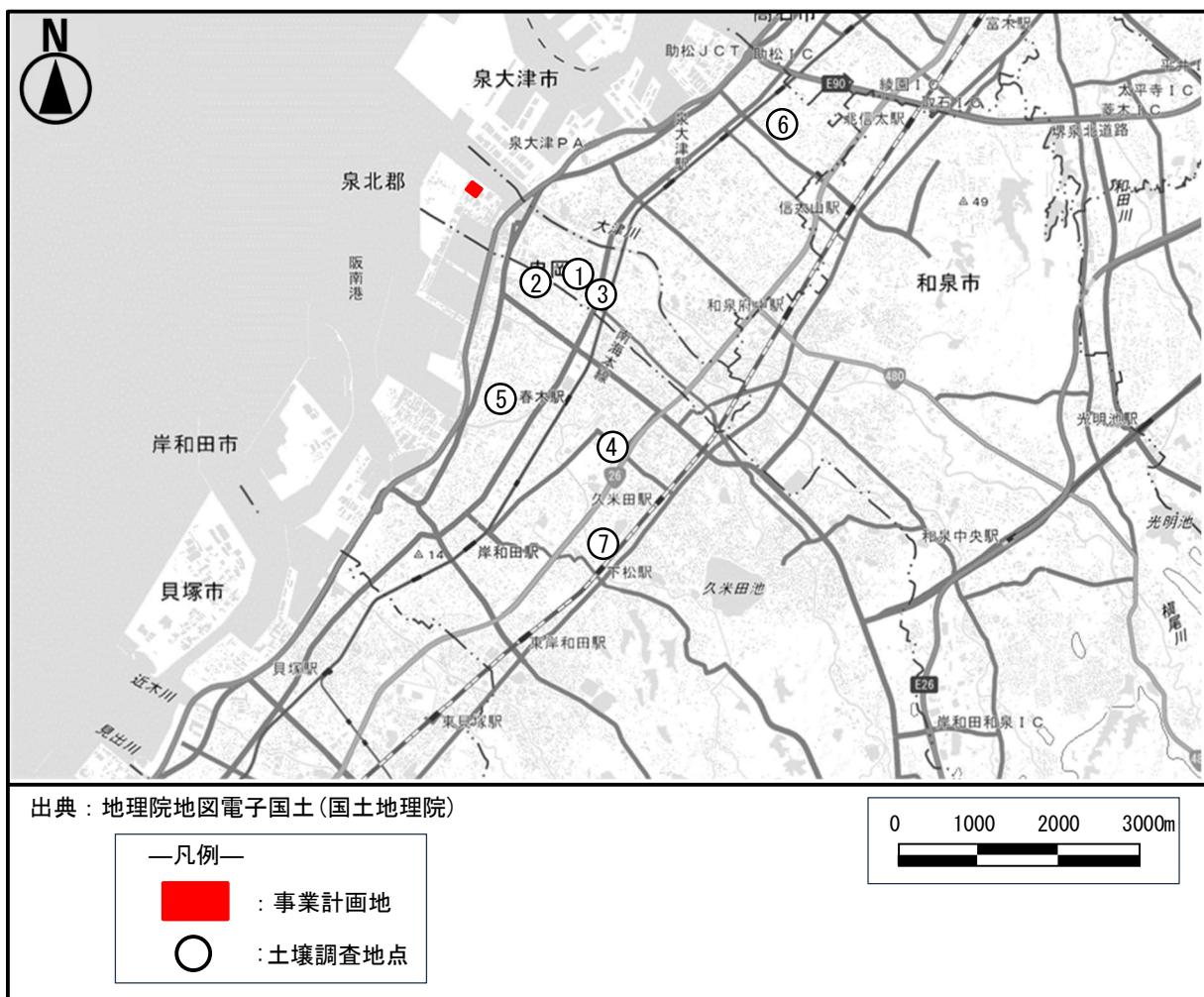
表4-2-27 ダイオキシン類の土壤調査概要

年度	調査 地点	所在地	地点名
平成 26 年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校
	②	岸和田市磯上町	新開地公園
平成 28 年	③	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡幼稚園
	④	岸和田市荒木町	北公園
令和元年	⑤	岸和田市春木泉町	春木台場青少年広場
令和4年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校
令和5年	⑥	泉大津市東助松町	泉大津市立上條小学校
	⑦	岸和田市小松里町	森池公園

注)表中の番号は、図4-2-13に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(平成 26 年度～令和 5 年度)」(大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

「岸和田市環境白書(平成 26 年度～令和 5 年度)」(岸和田市)令和 7 年 8 月閲覧



注)図中の①～⑦は、表4-2-27及び表4-2-28の調査地点に対応している。

図4-2-13 事業計画地周辺のダイオキシン類における土壤調査

ダイオキシン類の土壤調査結果は、表4-2-28に示すとおりであり、各年度とともに、全ての地点で環境基準値を下回っている。

表4-2-28 ダイオキシン類の土壤調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

年度	調査 地点	所在地	地点名	調査結果	環境基準値
平成26年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校	1.3	1,000pg-TEQ/g以下
	②	岸和田市磯上町	新開地公園	4.5	
平成28年	③	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡幼稚園	0.43	1,000pg-TEQ/g以下
	④	岸和田市荒木町	北公園	1.5	
令和元年	⑤	岸和田市春木泉町	春木台場青少年広場	1.5	
令和4年	①	忠岡町忠岡南	忠岡町立忠岡小学校	0.75	
令和5年	⑥	泉大津市東助松町	泉大津市立上條小学校	1.3	1,000pg-TEQ/g以下
	⑦	岸和田市小松里町	森池公園	0.33	

注)表中の番号は、図4-2-13に対応している。

出典:「ダイオキシン類環境調査結果(平成26年度～令和5年度)」(大阪府)令和7年8月閲覧
 「岸和田市環境白書(平成26年度～令和5年度)」(岸和田市)令和7年8月閲覧

4-2-4 その他生活環境

(1)騒音

①環境騒音(道路に面する地域以外の地域)

事業計画地が位置する忠岡町域の環境騒音調査の概要は表4-2-29、その調査地点図は図4-2-14に示すとおりである。

表4-2-29 環境騒音調査の概要

地点番号	測定場所	地域 類型	環境基準値	
			昼間	夜間
[1]	忠岡町忠岡南 1-12-30	B	55デシベル以下	45デシベル以下
[2]	忠岡町馬瀬 2-17-2	A	55デシベル以下	45デシベル以下

注1)表中の番号は、図4-2-14に対応している。

注2)A区域、B区域及びC区域とは、市町村長が定めるとされている。

A区域：忠岡町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第2章の規定に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域。

B区域：忠岡町の区域のうち、法第2章の規定に掲げる第一種住居地域及び第二種住居地域として定められた区域。

C区域：忠岡町の区域のうち、法第2章の規定に掲げる近隣商業地域及び準工業地域として定められた区域。

出典：「環境騒音モニタリング調査報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注)図中の[1]～[2]は表4-2-29及び表4-2-30の地点番号に対応している。

図4-2-14 事業計画地周辺の環境騒音における調査地点

環境騒音調査の結果は表 4-2-3 0 に示すとおりである。地点番号[1]の昼間は環境基準値を下回っているが、その他は上回る結果となっていた。

表 4-2-3 0 環境騒音調査の結果

地 点 番 号	測定場所	地域 類型	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過		支配的音源					
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
[1]	忠岡町忠岡南 1-12-30	B	55	46	○	×	1	2	5	1	2	6
[2]	忠岡町馬瀬 2-17-2	A	64	47	×	×	1	2	5	1	2	5

備考 一般地域に係る支配的音源コード

- | | |
|-------------|----------|
| 1 自動車音 | 2 自然音 |
| 3 自動車以外の道路音 | 4 道路音特殊音 |
| 5 工場・事業場音 | 6 その他の音 |
| 7 家庭音 | 8 不特定音 |

注)表中の番号は、図 4-2-1 4 に対応している。

出典:「環境騒音モニタリング調査報告書(令和 5 年度)」(令和 7 年 3 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

②自動車騒音(道路に面する地域)

自動車騒音調査の概要は表 4-2-3-1、その調査地点図は図 4-2-1-5 に示すとおりである。

表 4-2-3-1 自動車騒音調査の概要

地 点 番 号	道路名	測定場所	車 線 数	道路 端か らの 距離 (m)	高 さ (m)	地 域 類 型	環境基準値	
							昼間	夜間
①	阪和自動車道	岸 和 田 市	内畠町 1817	4	0.0	1.2	近	70dB 以下 65dB 以下
②	一般国道 170 号(新)		内畠町 334-2	4	0.0	1.2	近	
③	一般国道 26 号		八阪町 1-4-7	6	0.0	1.2	近	
④	府道大阪臨海線		春木泉町 20-1	6	0.0	1.2	近	
⑤	府道大阪和泉泉南線		小松里町 598	2	0.0	1.2	近	
⑥	府道岸和田港塔原線		野田町 2-20-18	4	0.0	1.2	近	
⑦	府道岸和田牛滝山貝塚線		大沢町 440	2	0.0	1.2	近	
⑧	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)		三田町 81-1	4	0.0	1.2	近	
⑨	府道堺阪南線		加守町 1-1-24	2	0.0	1.2	近	
⑩	府道春木岸和田線(新)		稻葉町 709	4	0.0	1.2	近	
⑪	府道大阪臨海線	泉 大 津 市	松之浜町 2-34	6	0.0	1.2	近	
⑫	府道大津港線		下之町 1	2	0.0	1.2	近	
⑬	府道大阪臨海線	忠 岡 町	忠岡南 3-17	6	0.0	1.5	近	

注1) 表中の番号は、図 4-2-1-5 に対応している。

注2) 表中地域類型の「近」は「幹線交通を担う道路に近接する区域」。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則 第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典:「環境騒音モニタリング調査報告書(令和5年度)」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



出典：地理院地図電子国土（国土地理院）

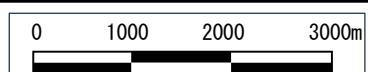
—凡例—



：事業計画地



：自動車騒音調査地点



注)図中の①～⑯は、表4-2-3-1及び表4-2-3-2の地点番号に対応している。

図4-2-15 事業計画地周辺の自動車騒音における調査地点

自動車騒音調査結果は、表 4-2-3 2 に示すとおりである。地点番号③、⑧及び⑬の昼間・夜間とも環境基準値を上回っているが、その他の地点は昼間・夜間ともに環境基準値を下回っている。

表 4-2-3 2 自動車騒音の調査結果

地点番号	道路名	測定場所	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	阪和自動車道	岸和田市	内畠町 1817	63	56	○ ○
②	一般国道 170 号(新)		内畠町 334-2	70	61	○ ○
③	一般国道 26 号		八阪町 1-4-7	72	67	× ×
④	府道大阪臨海線		春木泉町 20-1	69	63	○ ○
⑤	府道大阪和泉泉南線		小松里町 598	66	59	○ ○
⑥	府道岸和田港塔原線		野田町 2-20-18	68	61	○ ○
⑦	府道岸和田牛滝山貝塚線		大沢町 440	57	46	○ ○
⑧	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)		三田町 81-1	74	68	× ×
⑨	府道堺阪南線		加守町 1-1-24	62	57	○ ○
⑩	府道春木岸和田線(新)		稻葉町 709	68	59	○ ○
⑪	府道大阪臨海線	泉大津市	松之浜町 2-34	59	56	○ ○
⑫	府道大津港線		下之町 1	66	62	○ ○
⑬	府道大阪臨海線	忠岡町	忠岡南 3-17	74	68	× ×

注) 表中の番号は、図 4-2-1 5 に対応している。

出典:「環境騒音モニタリング調査結果報告書(令和 5 年度)」(令和 7 年 3 月、大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

(2)振動

道路交通振動調査の概要は表4-2-3 3、その調査地点図は図4-2-1 6に示すとおりである。

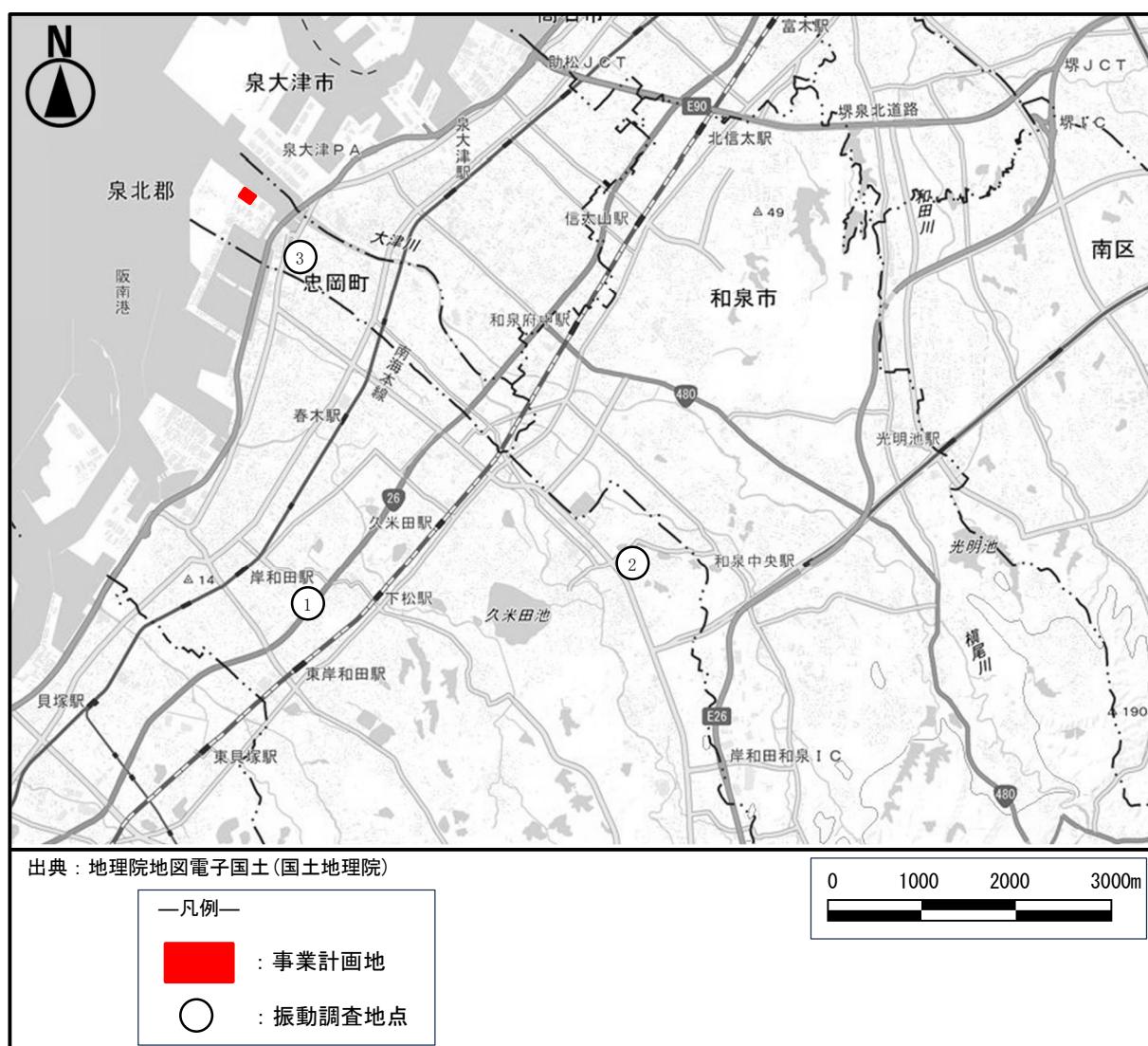
表4-2-3 3 道路交通振動調査の概要

地 点 番 号	道路名	測定場所	車 線 数	区域 の区 分	要請限度値 (単位: dB)	
					昼間	夜間
①	一般国道26号	岸和田市八阪町1-4-7	6	2	70	65
②	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市三田町81-1	4	1	65	60
③	府道大阪臨海線	忠岡町忠岡南3-17	6	2	70	65

注1)表中の番号は、図4-2-1 6に対応している。

注2)同地点において、自動車騒音調査も実施された。

出典：「令和5年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(令和7年3月、大阪府)令和7年8月閲覧



注)図中の①～③は、表4-2-3 3及び表4-2-3 4の地点番号に対応している。

図4-2-1 6 事業計画地周辺の振動における調査地点

道路交通振動調査の結果は表 4-2-3-4 に示すとおりであり、いずれの調査地点も要請限度値を下回っている。

表 4-2-3-4 道路交通振動調査の結果

地点番号	道路名	測定場所	振動レベル (単位: dB)		要請限度値	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道 26 号	岸和田市八阪町 1-4-7	35	<30	○	○
②	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市三田町 81-1	42	31	○	○
③	府道大阪臨海線	忠岡町忠岡南 3-17	57	49	○	○

注 1) 表中の番号は、図 4-2-1-6 に対応している。

注 2) 同地点において、自動車騒音調査も実施された。

出典：「令和 5 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(令和 7 年 3 月、大阪府) 令和 7 年 8 月閲覧

(3) 低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図4-2-17に示すとおりである。

大阪府内の低周波音は、高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高く、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。

また事業計画地が該当する準工業地域の測定結果は、 L_{zeq} が 70~83(dB)、 L_{z50} が 69~80(dB)となっている。

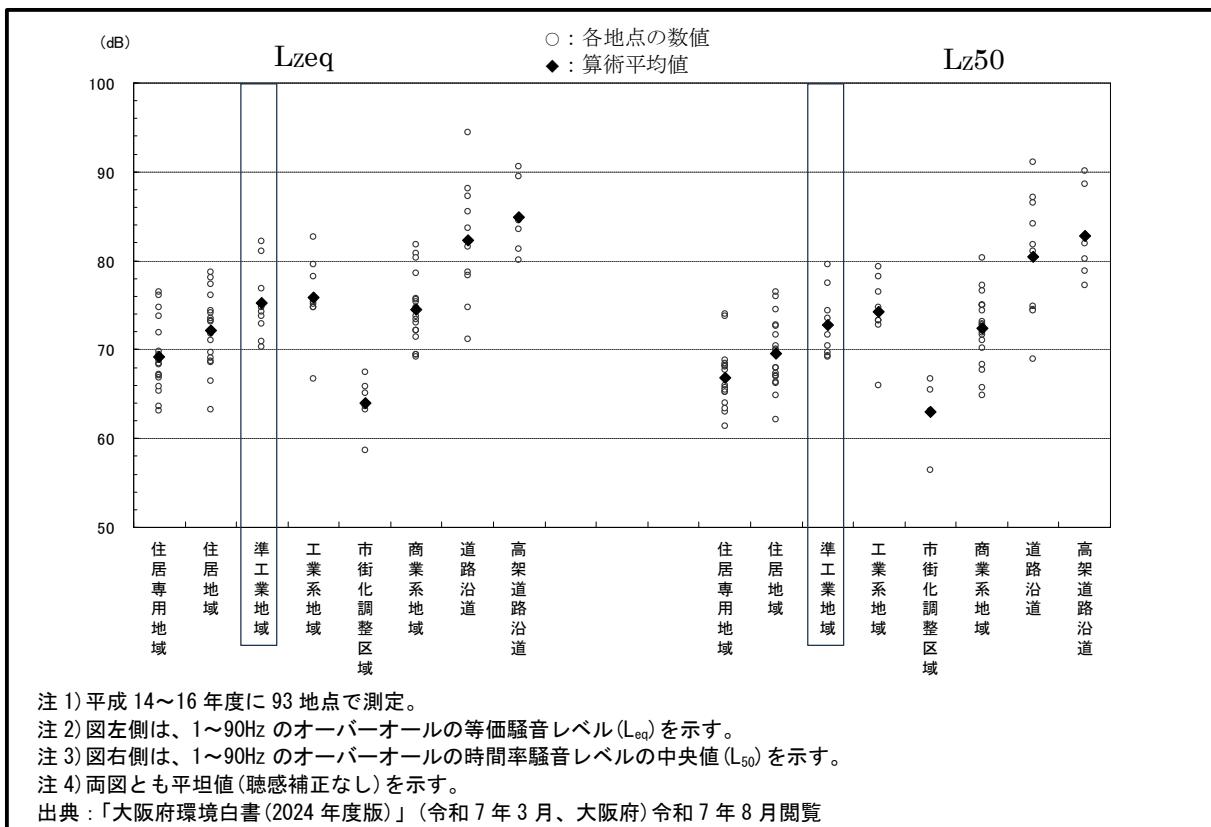


図4-2-17 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(4) 公害苦情受付状況

事業計画地周辺における令和元年度～令和 5 年度の公害の種類別苦情受付件数は、表 4-2-3 5 に示すとおりである。

公害の種類別にみると、岸和田市、泉大津市ともに騒音及び悪臭が多くなっている。

なお、忠岡町の公害種類別苦情受付件数は公表されていない。

表 4-2-3 5 公害の種類別苦情受付件数一覧

	年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他
岸和田市	令和元年度	151	7	5	-	27	4	58	-	50
	令和 2 年度	272	19	5	1	37	7	147	-	56
	令和 3 年度	152	12	8	-	31	2	47	-	52
	令和 4 年度	157	7	5	-	40	2	30	-	73
	令和 5 年度	163	13	11	-	31	3	24	-	62
泉大津市	令和元年度	56	12	4	-	23	3	14	-	-
	令和 2 年度	51	9	8	-	21	7	6	-	-
	令和 3 年度	39	5	4	-	19	1	10	-	-
	令和 4 年度	42	2	3	-	19	7	11	-	-
	令和 5 年度	21	3	-	-	12	-	6	-	-

出典：「岸和田市環境白書(令和元年度～令和 5 年度)」(岸和田市)令和 7 年 8 月閲覧

「泉大津の環境(令和 2 年版～令和 6 年版)」(泉大津市)令和 7 年 8 月閲覧

4-3 自然環境

4-3-1 気象

事業計画地周辺の気象観測結果は表4-3-1、その調査位置は図4-3-1に示すとおりである。熊取地域観測所における令和6年の平均降水量は1,425.0mm、気温は17.3°C、平均風速が2.3m/s、また、堺地域気象観測所における令和6年の平均降水量は1,436.5mm、気温は17.8°C、平均風速は1.7m/sとなっている。

事業計画地周辺における一般環境大気測定期局(泉大津市役所局及び岸和田中央公園局)の風配図は、図4-3-2に示すとおりである。風向の出現頻度をみると、両地点ともに西及び東の風が卓越しており、海陸風による影響が考えられる。

表4-3-1 事業計画地周辺の気象観測結果

[熊取地域気象観測所] 北緯34度23.1分 東経135度21.0分 標高68m

年	降水量(mm)	気温(°C)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
令和2年	1,535.0	16.5	35.4	-2.3	2.5
令和3年	1,638.0	16.4	34.6	-1.6	2.3
令和4年	1,022.5	16.5	36.7	-1.4	2.2
令和5年	1,214.5	16.9	36.5	-2.5	2.3
令和6年	1,425.0	17.3	36.5	-1.3	2.3

[堺地域気象観測所] 北緯34度33.3分 東経135度29.1分 標高20m

年	降水量(mm)	気温(°C)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
令和2年	1,394.0	17.3	37.7	-2.1	1.7
令和3年	1,499.5	17.1	38.2	-1.3	1.7
令和4年	967.0	17.0	38.3	-2.7	1.7
令和5年	1,271.0	17.3	38.6	-3.1	1.7
令和6年	1,436.5	17.8	39.2	-3.0	1.7

出典：「気象統計情報」(気象庁)令和7年8月閲覧

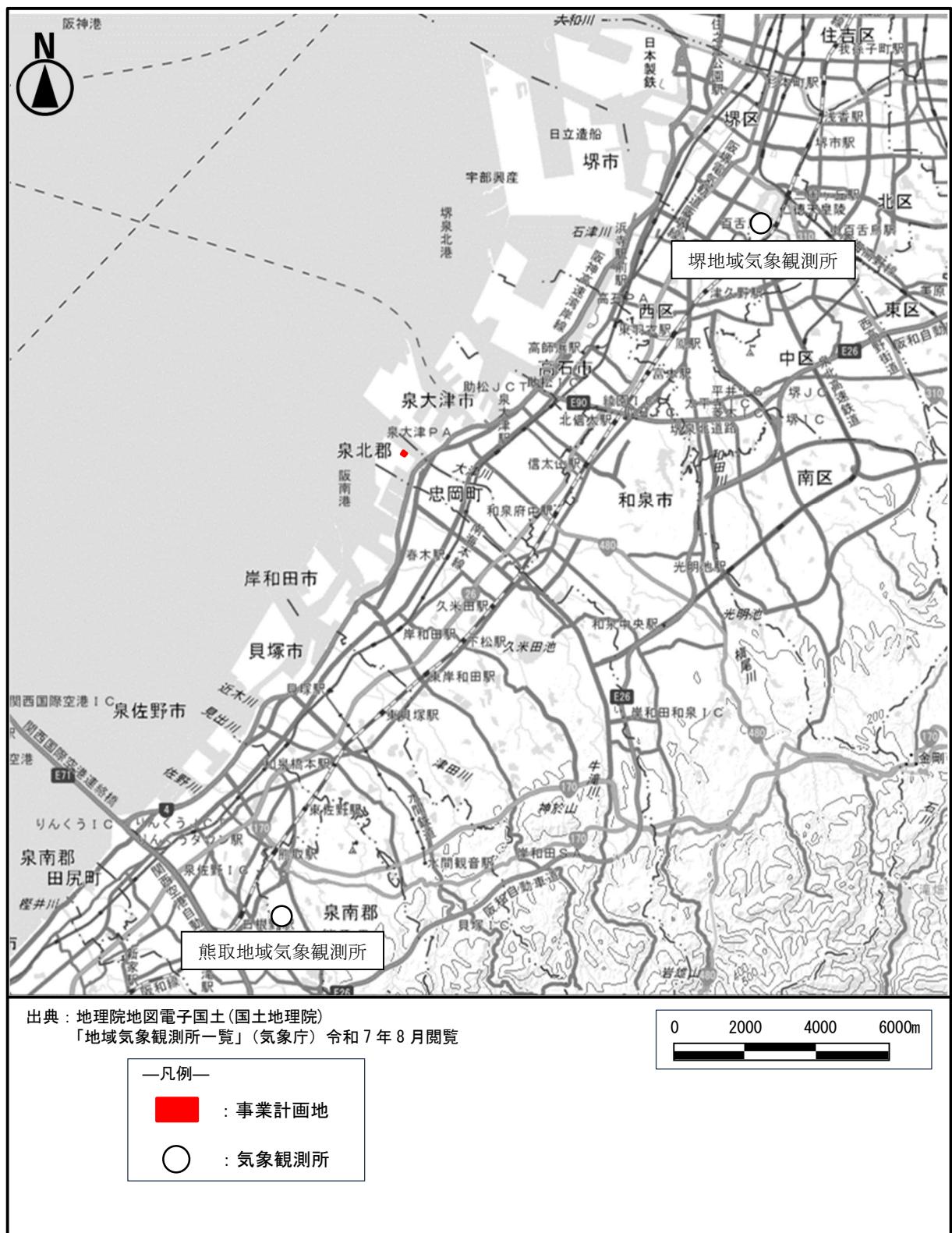
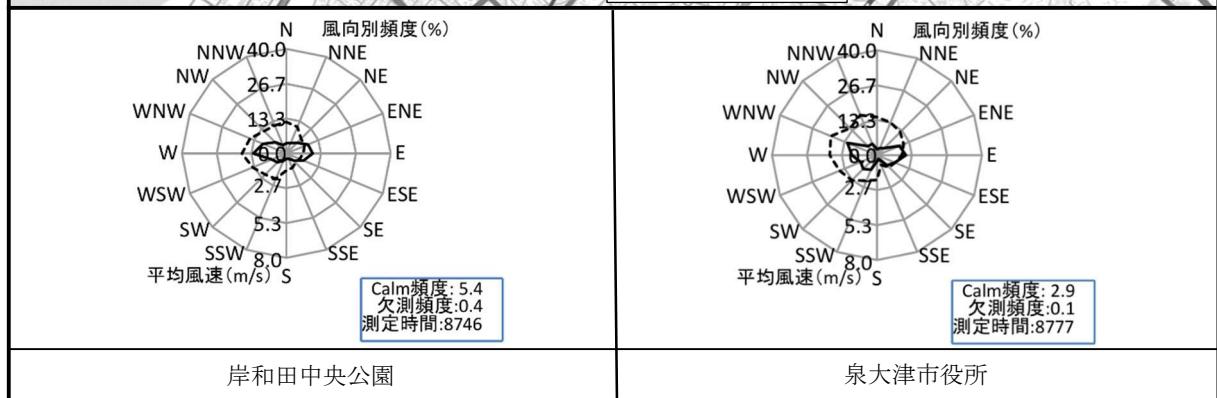


図 4-3-1 熊取及び堺地域気象観測所の位置



出典：地理院地図電子国土（国土地理院）

「大気汚染常時監視測定期測定結果（年報）（2023年度）」（2024年8月、大阪府大気汚染常時監視のページ）令和7年8月閲覧

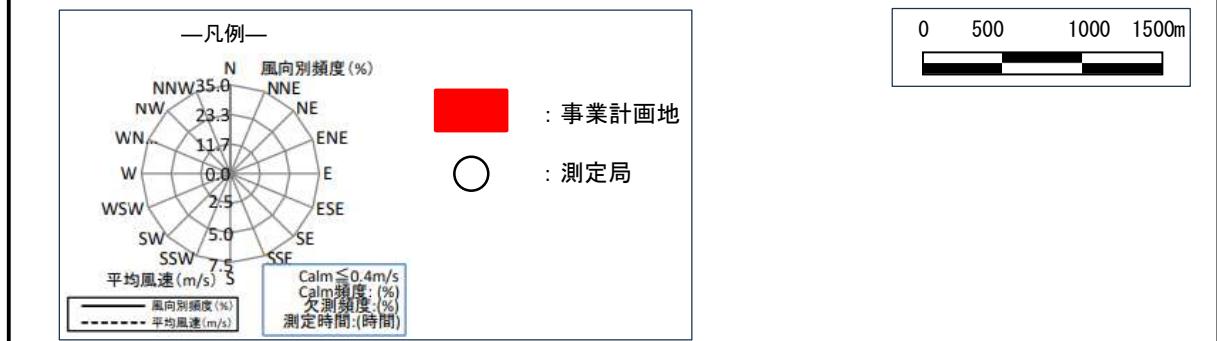


図4-3-2 事業計画地周辺における一般環境大気測定期測定結果（令和5年度）

4-3-2 地象

(1) 地形

事業計画地周辺の地形分類は、図 4-3-3 に示すとおりである。

事業計画地周辺の主な地形は、旧水部及び水部となっている。

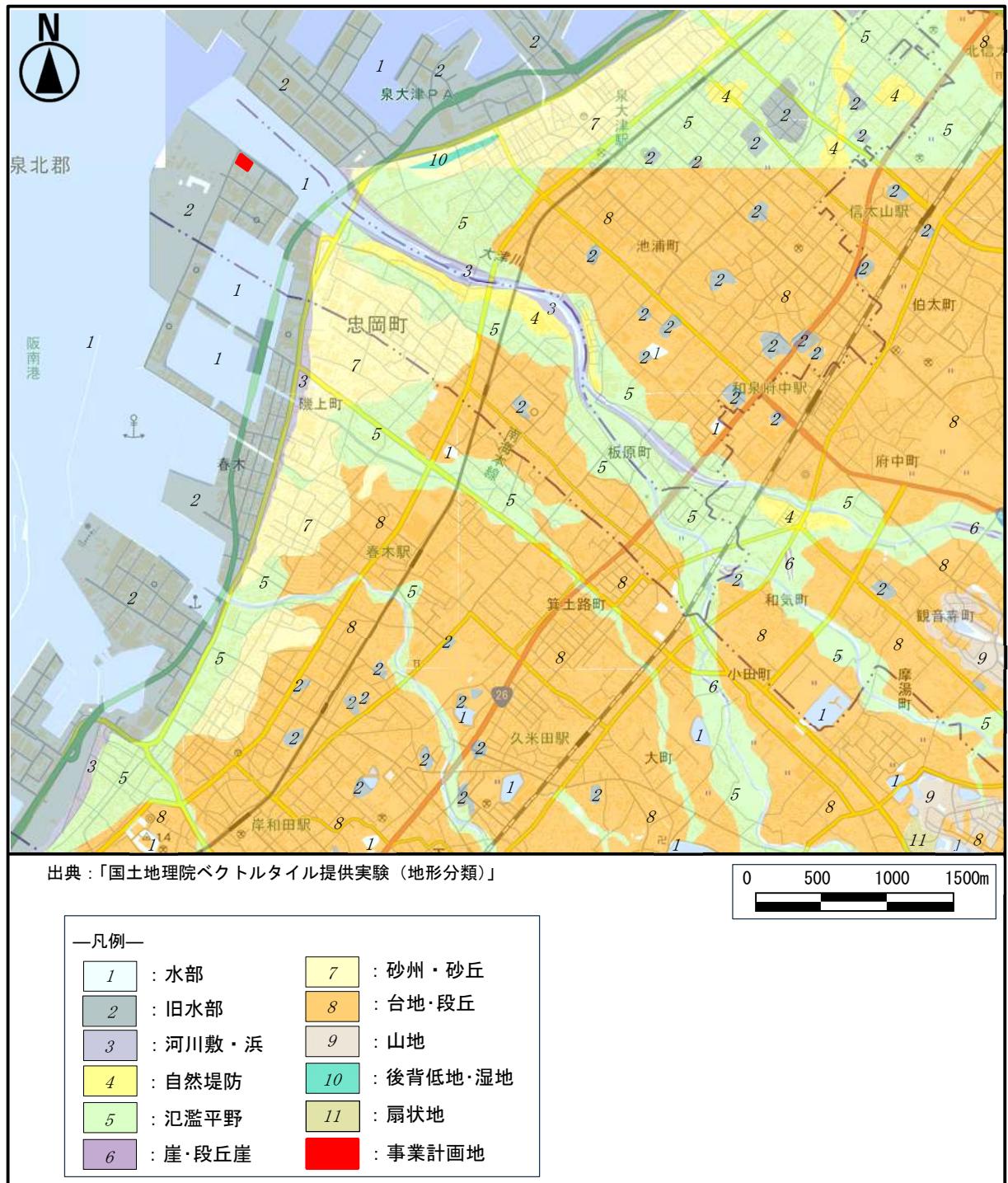


図 4-3-3 事業計画地周辺の地形分類

(2) 地質

事業計画地周辺の表層地質は、図 4-3-4 に示すとおりである。

事業計画地は埋立地となっている。



図 4-3-4 事業計画地周辺の表層地質

4-3-3 水象

事業計画地周辺における主な河川は、図4-3-5に示すとおりである。

事業計画地は大阪府の西南の海岸部、大阪湾の湾奥部東側に位置する埋立地となっており、大津川の河口付近に位置する。その大津川水系は、流域面積 102.2km² の大阪府域最大の二級水系であり、水系全体の流域内人口は約 15 万人である。また、その南側には春木川があり、流域面積は 14.4km² となっている。

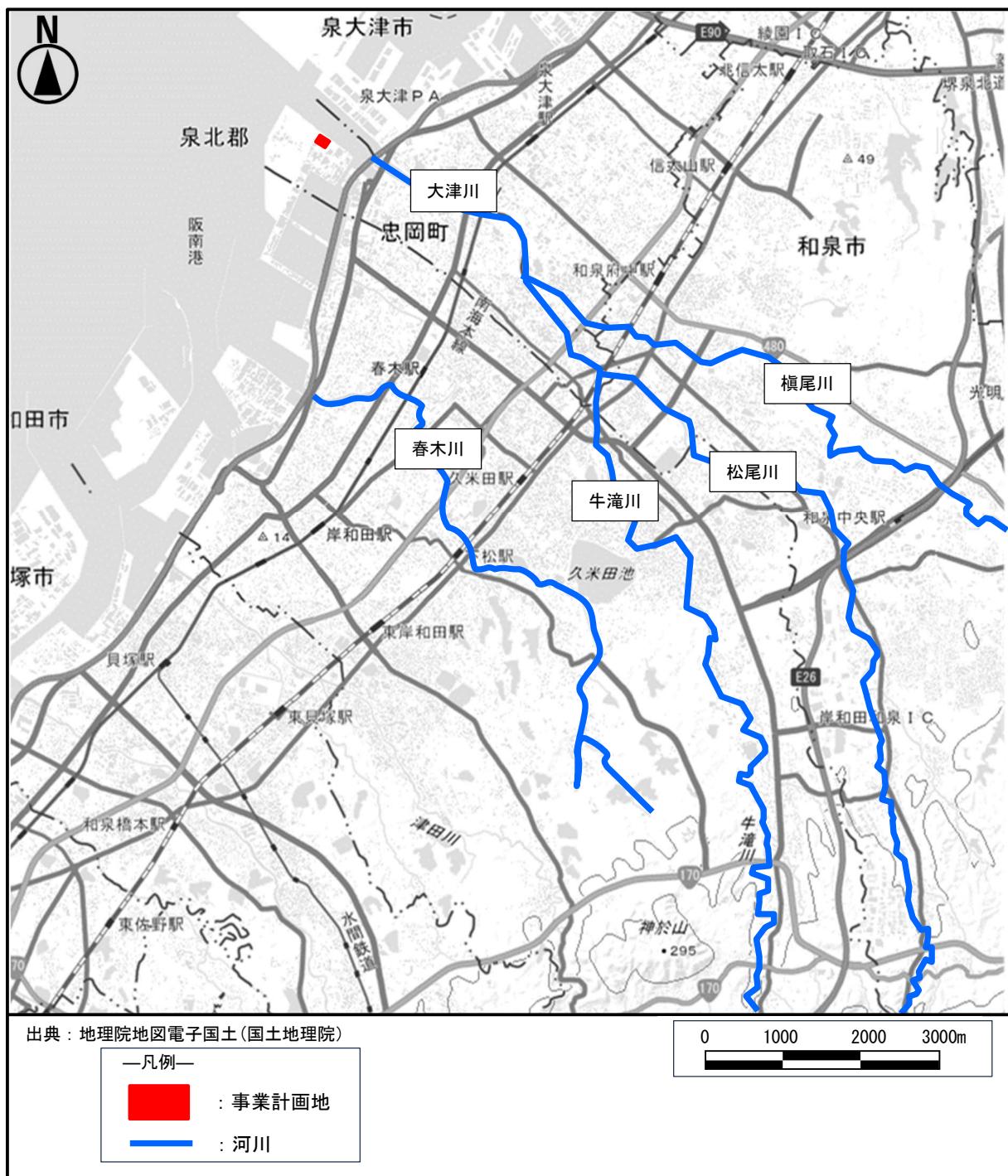


図 4-3-5 事業計画地周辺の河川

4-3-4 陸域生態系

「第2回～第7回自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)及び大阪府レッドデータリスト2014における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。

(1) 動物

事業計画地は工場地帯に位置し、重要種の生息は確認されなかった。

(2) 植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は、図4-3-6に示すとおりである。

事業計画地は工場地帯に位置し、その東部の大津川にはヨシクラスが局所的に分布している。

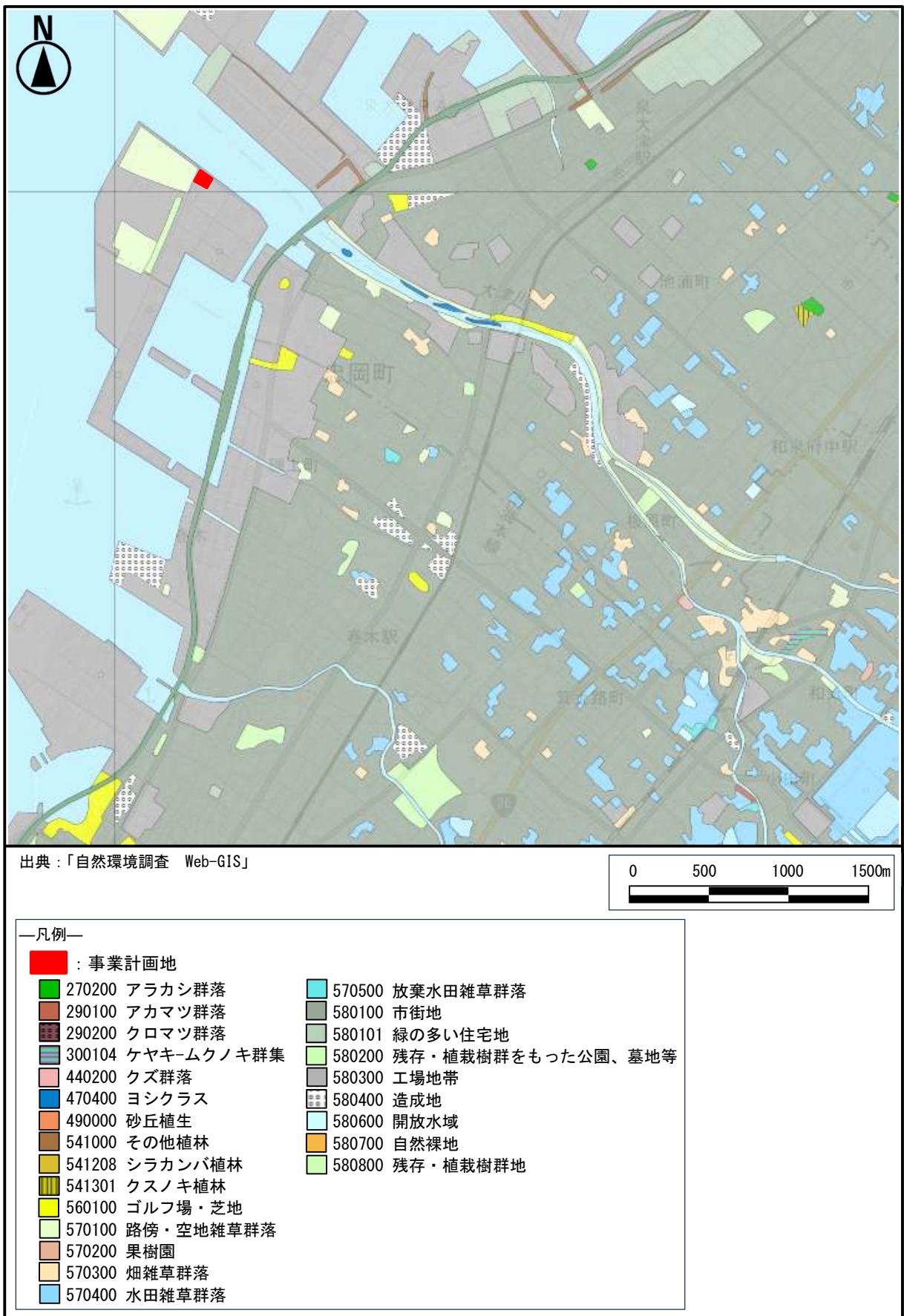


図 4-3-6 事業計画地周辺の現存植生の状況

4-3-5 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、表4-3-2及び図4-3-7に示すとおりである。

事業計画地周辺には表4-3-2に示す5施設が確認できたが、春の土曜日（令和7年3月15日）の日中での施設利用者は、④の新浜緑地と一体型の施設とみられる⑤新浜地先公園で5名程度が確認できた、⑥なぎさ公園及び⑦泉大津マリーナについては各駐車場の利用状況を確認しており、⑥なぎさ公園は約5割、⑦泉大津マリーナは約2割となっていた。

表4-3-2 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

図中番号	名称	位置	利用状況 (令和7年3月15日(土) 10時~14時 晴れ)
①	汐見公園	泉大津市汐見町111番地	約30分滞在で利用者は確認できなかった
②	新浜公園	忠岡町新浜1丁目2-6	約20分滞在で利用者は確認できなかった
③	新浜緑地公園	忠岡町新浜2丁目5-4	約20分滞在で利用者は確認できなかった
④	新浜緑地	忠岡町新浜3丁目	約30分滞在で車両3台、利用者約5名確認
⑤	新浜地先公園	忠岡町新浜3丁目	④の一体型の施設となっており利用者は同じとみられる
⑥	なぎさ公園	大阪府泉大津市なぎさ町8-1	駐車場の約5割が利用されていた。
⑦	泉大津マリーナ	泉大津市汐見町116	駐車場の約2割が利用されていた。

注)表中の番号は、図4-3-7に対応している。

出典：「泉大津市公園マップ」(泉大津市)令和7年8月閲覧

「忠岡町 公園管理」(忠岡町)令和7年8月閲覧

「岸和田市 公園一覧」(岸和田市)令和7年8月閲覧



注) 図中の①～⑤は、表4-3-2の図中番号に対応している。

図4-3-7 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

4-3-6 自然景観

事業計画地周辺の自然資源は、図4-3-8に示すとおりである。

事業計画地周辺は、臨海部の平坦な地域であるため山地や丘陵に見られるようなまとまりのある自然林はほぼ見られず、内陸の市街地内においては、水田・畑、草地や社寺、公共公益施設の樹木等が小規模なまとまりを持って残されている。

なお、事業計画地周辺は緑地保全地区や大規模公園には指定されていない。

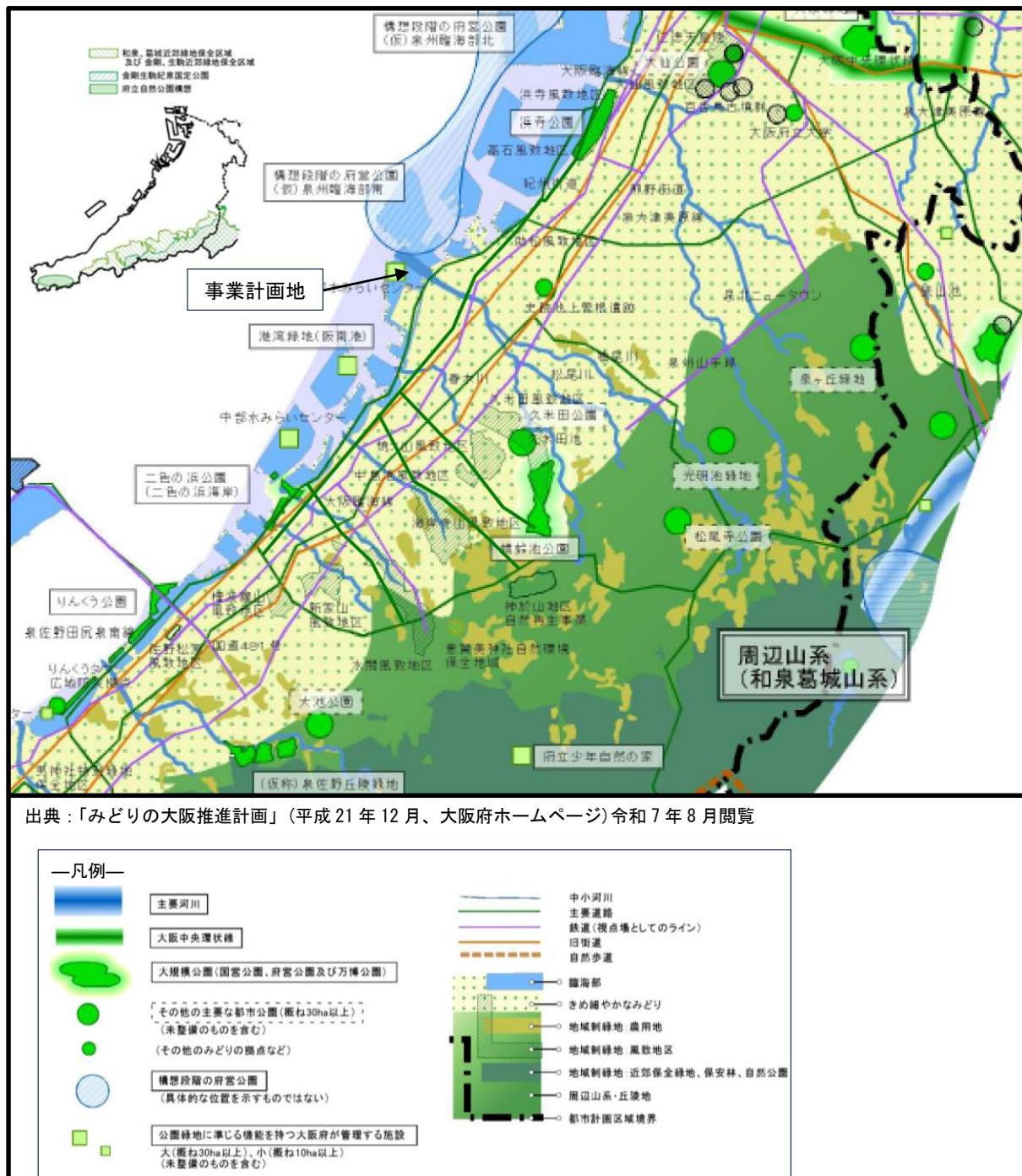


図4-3-8 事業計画地周辺の自然資源

4-4 都市環境

4-4-1 文化財

事業計画地周辺における文化財は表 4-4-1 及び図 4-4-1、埋蔵文化財については表 4-4-2 及び図 4-4-2 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)、泉大津市文化財保護条例(平成 4 年泉大津市条例第 17 号)、岸和田市文化財保護条例(平成 8 年岸和田市条例第 22 号)に基づく登録又は指定文化財等が、「有形文化財及び記念物」で 35 件、「埋蔵文化財」で 21 件存在する。

表 4-4-1 事業計画地周辺における文化財(有形文化財及び記念物)

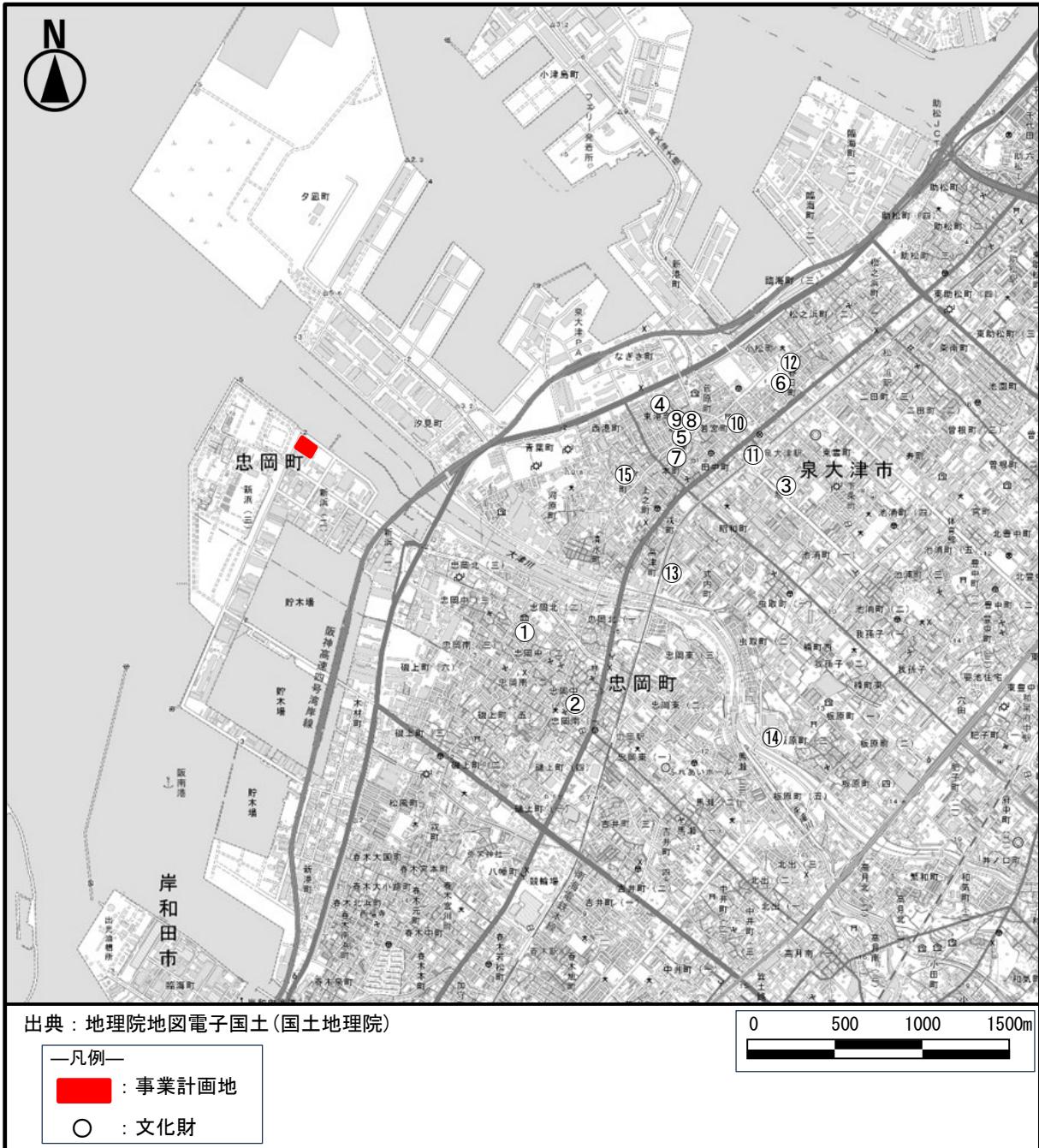
番号	指定	分野	種別	種別 2	名称	文化財所在地	指定年月日
①	国	国宝	美術工芸品	書跡等	小野道風筆三体白氏詩巻	忠岡町忠岡中 (正木美術館)	S30. 6. 22
	国	国宝	美術工芸品	書跡等	藤原行成筆白氏詩巻		S30. 6. 22
	国	国宝	美術工芸品	書跡等	大燈國師墨蹟		S30. 6. 22
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本淡彩 騎獅文殊像		S25. 8. 30
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 山水図		S25. 8. 29
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画淡彩 山水図		S31. 6. 28
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画淡彩 六祖図		S31. 6. 28
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本著色 騎獅文殊像		S48. 6. 6
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 梅花図		S48. 6. 6
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画 山水図		S61. 6. 6
	国	重文	美術工芸品	絵画	絹本著色 千利休像		H8. 6. 27
	国	重文	美術工芸品	絵画	紙本墨画蓮図		H28. 8. 17
	国	重文	美術工芸品	書跡等	虚堂智愚墨蹟		S30. 2. 2
	国	重文	美術工芸品	書跡等	竺田悟心墨蹟		S30. 2. 2
	国	重文	美術工芸品	書跡等	滅翁文礼墨蹟		S30. 6. 22
	国	重文	美術工芸品	書跡等	北畠居簡墨蹟		S30. 6. 22
	国	有形	建造物	建築物	正木記念邸主屋	忠岡町忠岡南	H26. 4. 25
	国	有形	建造物	建築物	正木記念邸腰掛待合		H26. 4. 25
	国	有形	建造物	建築物	正木記念邸中門		H26. 4. 25
②	府	記念物	記念物	天然	永福寺のびやくしん(いぶき)5 本	忠岡町忠岡南	S45. 2. 20
③	国	重文	美術工芸品	工芸品	白地松鶴亀草花文繡箔肩裾小袖	泉大津市旭町	S45. 2. 20
	市	有形	美術工芸品	古文書	田中家文書		R4. 1. 20
④	市	有形	美術工芸品	歴史	下条宇多両大津村延宝絵図	泉大津市東港町	H10. 3. 24
⑤	市	記念物	記念物	天然	緑照寺のソテツ群植	泉大津市神明町	H18. 2. 23
⑥	市	有形	美術工芸品	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	泉大津市春日町	H7. 3. 22
⑦	市	有形	美術工芸品	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	泉大津市本町	H13. 3. 24
⑧	市	有形	美術工芸品	歴史	渡辺家位牌及び厨子	泉大津市神明町	H17. 2. 28
⑨	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	伯太藩渡辺家墓所	泉大津市神明町	H23. 1. 28
⑩	市	有形	有形	民俗	板面著色 将棋図絵馬	泉大津市若宮町	H16. 3. 22
	市	有形	建造物	建築物	大津神社撰社粟神社本殿		H9. 3. 24
⑪	市	ふるさと文化遺産	美術工芸品	彫刻	ブロンズ「綿羊」	泉大津駅前	H17. 1. 19
⑫	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	ロシア兵墓地	泉大津市春日町墓地	H16. 3. 24
⑬	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	粟神社跡	泉大津市式内町	H18. 12. 4
⑭	市	ふるさと文化遺産	史跡	史跡	板原菅原神社跡	泉大津市板原町	H25. 1. 23
⑮	市	有形	美術工芸品	歴史	泉州泉州郡宇多大津村絵図	泉大津市下之町	H10. 3. 24

注)表中の番号は、図 4-4-1 に対応している。

出典：大阪府内指定文化財一覧表(大阪府)令和 7 年 8 月閲覧

市内の文化財(泉大津市)令和 7 年 8 月閲覧

「泉大津市指定文化財の新規指定について(令和 3 年 1 月 20 日)」(泉大津市)令和 7 年 8 月閲覧



注) 図中の①～⑯は、表4-4-1の番号に対応している。

図4-4-1 事業計画地周辺における文化財(有形文化財及び記念物)

表 4-4-2 事業計画地周辺における文化財(埋蔵文化財)

番号	市町名	文化財名称	種類
①	忠岡町	紀州街道	その他
②		池浦遺跡	集落跡
③		虫取遺跡	集落跡
④		真鍋城跡	城館跡
⑤		城の山跡	城館跡
⑥		東雲遺跡	集落跡
⑦	泉大津市	磯之上十ノ坪遺跡	集落跡
⑧		磯之上遺跡	集落跡
⑨		春木天の川遺跡	散布地
⑩		春木八幡山遺跡	集落跡、その他
⑪		牛神古墳	古墳
⑫		礼拝塚古墳	古墳
⑬		權現山古墳	古墳
⑭		八幡古墳	古墳
⑮		春木宮ノ上遺跡	集落跡
⑯		春木四ノ坪遺跡	集落跡
⑰		吉井一之坪遺跡	散布地
⑱		春木廃寺	社寺跡
⑲		春木廃寺瓦窯跡	生産遺跡
⑳		吉井遺跡	集落跡
㉑		吉井上品寺跡	社寺跡

注)表中の番号は、図 4-4-2に対応している。

出典：大阪府地図情報提供システム(令和7年8月閲覧、大阪府ホームページ)



注)図中の①～㉑は、表 4-4-2 の番号に対応している。

図 4-4-2 事業計画地周辺における文化財(埋蔵文化財)

4-4-2 景観

(1) 都市景観

「大阪府景観計画」(平成 20 年策定)によると、事業計画地は、大阪府の景観計画区域のうち大阪湾岸区域内に、忠岡町都市計画マスターplanの臨海地域に位置する。

「忠岡町都市計画マスターplan」(令和 3 年 3 月策定)によると、基本的な考え方として、「大阪府景観計画」に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図り、地域のシンボルとなっている樹木やだんじり小屋等の歴史景観とともに、大津川、前々池等の自然景観の保全に取り組み、町の玄関口である忠岡駅周辺や公共施設周辺等のまち並み景観とともに、秩序ある道路景観の形成に取り組むとされている。

また、都市景観の方針として、景観計画区域における良好な景観や歴史的景観、まち並み景観、道路景観を形成し、自然景観を保全し、屋外広告物の規制や誘導を行うよう定められている。(表 4-4-3 参照)

なお、忠岡町の北側に隣接する泉大津市は、「泉大津市都市計画マスターplan」(平成 30 年 3 月策定)により、都市環境に関する方針として、「歴史的な街並みを活かした都市づくりの推進」及び「地域の特性を活かした街並みの誘導」が定められている。

忠岡町の南側に隣接する岸和田市は、「岸和田市景観形成基本方針」(平成 20 年 11 月策定)により、景観形成の基本目標「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」を実現するため、景観形成の方針が定められている。また、岸和田市景観計画において、事業計画地を含む臨海地域は、海辺に身近に接する親水空間の創出を目標にした「臨海景観区」に指定されている。

表 4-4-3 忠岡町都市計画マスターplanにおける臨海地域の地域づくりの基本方針

地域づくりの基本方針	
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・臨海地域では、産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成を図るため、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を推進する。・大阪府においてとりまとめ予定の「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン」等の関連計画と連携し、広域的な交通ネットワークを利用した既存ストックの魅力向上を図る。
生活環境の改善や安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none">・クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、法定点検や定期点検により計画的に設備等の更新及び修繕を行う。また、ごみ処理体制の広域化を検討し、他自治体との連携を図る。・大阪府と連携を図り、地震発生に伴う防潮堤の液状化対策を推進する。また、津波・高潮への対策として民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定を推進する。
町の魅力の更なる向上と都市環境の保全・創造	<ul style="list-style-type: none">・大阪府景観計画に基づき、大阪湾岸景観計画区域において、建築物や工作物の規制・誘導を促進する。・まとまった緑や広場的な空間など、多様な「みどり」とふれあえる地域資源の利活用方策を検討し、みどりのネットワーク化などを見据えた既存ストックの魅力向上を図る。

(2) 歴史的・文化的景観

「忠岡町ホームページ」(令和 7 年 8 月閲覧、忠岡町ホームページ)によると、忠岡町域では、縄文式、弥生式時代の遺跡は確認されていないが、周辺の状況からみて、早くから人が住み、5 世紀前後から、中央集権の支配下に入り、住民は一部が魚貝を朝廷に貢進する網曳、大部分が名代軽部として、農魚の生活を続けていたと考えられる。

事業計画地周辺には美術館所蔵の国宝・重要文化財があり、歴史的な美術工芸品や建造物が存在し、これらの有形文化財や記念物のほかにも、集落跡や城館跡、古墳、社寺跡などの埋蔵文化財が存在する。(表 4-4-1、表 4-4-2、図 4-4-1 及び図 4-4-2 参照)

4-5 気候変動適応等

4-5-1 洪水・内水氾濫

大阪府洪水浸水想定区域図によれば、事業計画地周辺において洪水被害を及ぼす可能性のある河川として大津川が挙げられている。

想定最大規模の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水想定区域図は、図4-5-1に示すとおりである。

事業計画地が位置する大津川流域において想定最大規模 101.4mm/hr、875.0mm/24hr と概ね 1000 年以上に 1 度とされる降雨があった場合でも、事業計画地においてこれらの河川氾濫による浸水被害は想定されていない。

なお、事業計画地及びその周辺は洪水・内水による被害の危険性は想定されていない。

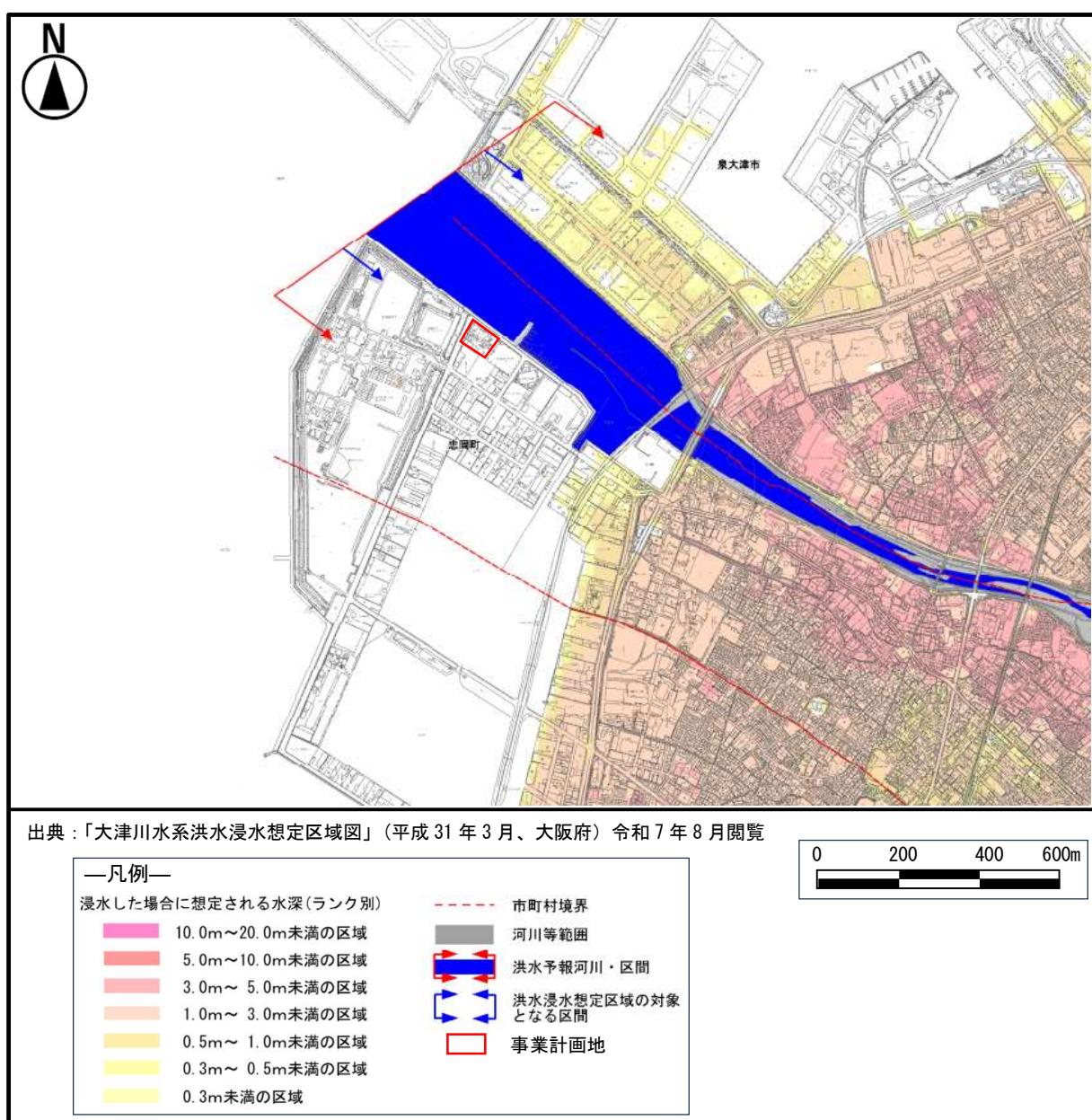


図 4-5-1 大津川流域における浸水想定区域図

4-5-2 高潮・高波

大阪府では、「水防法」(昭和 24 年法律第 193 号)の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民に周知し避難行動へつなげるために「高潮浸水想定区域図」を公表している。「高潮浸水想定区域図について 説明資料」(令和 2 年 8 月 大阪府港湾局)によると、高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の最大浸水面積は、表 4-5-1 に示すとおりである。忠岡町の最大浸水面積は 166.4ha、泉大津市の最大浸水面積は 922.0ha、岸和田市の最大浸水面積は 650.1ha と想定されている。

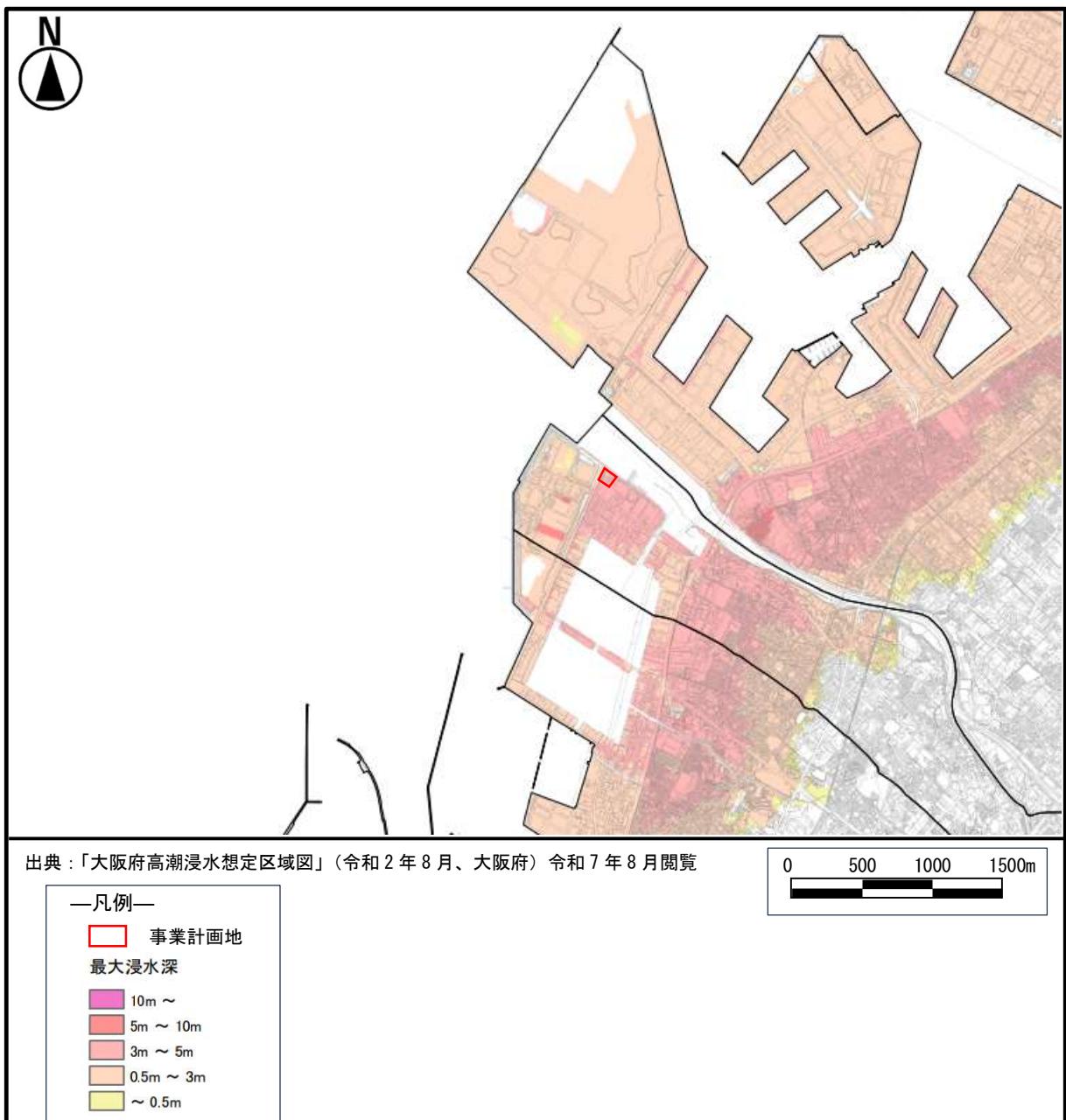
事業計画地周辺における浸水想定区域・浸水深は、図 4-5-2 に示すとおりである。

なお、事業計画地及びその周辺における最大浸水深は 3m~10m と想定されている。

表 4-5-1 高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の浸水面積

市区町	最大浸水面積(ha)
大阪市(計)	11,912.0
堺市(計)	2,931.5
岸和田市	650.1
豊中市	831.7
吹田市	440.3
泉大津市	922.0
貝塚市	450.7
泉佐野市	643.2
和泉市	12.3
高石市	844.2
泉南市	541.7
阪南市	115.7
泉北郡忠岡町	166.4
泉南郡田尻町	380.0
泉南郡岬町	188.0
計	21,029.7

注) 浸水面積は、浸水深1cm以上となる範囲を集計し小数点以下第2位を四捨五入したものである。



出典：「大阪府高潮浸水想定区域図」（令和2年8月、大阪府）令和7年8月閲覧

0 500 1000 1500m

図 4-5-2 事業計画地周辺における浸水想定区域・浸水深

4-5-3 土砂災害

事業計画地周辺の土砂災害情報は、図4-5-3に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺は警戒区域に指定されていない。



図4-5-3 事業計画地周辺の土砂災害情報

4-5-4 暑熱

大阪府では2005年に、ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域(2000年8月の人工衛星データから推定した地表面温度が33℃以上の地域)を中心として、航空機から地表面温度を測定し、測定した地表面温度と人工排熱データ、土地利用データ、気象条件等のデータをあわせて解析し、地域における熱の特性と大きさの程度を求めている。その結果をもとに、大阪府域におけるヒートアイランド化の状況を1km²毎にまとめたのが図4-5-4に示す熱環境(熱特性)マップであり、大気熱負荷の高い地域から類型1(商業・業務集積地域)、類型2(住宅地域)、類型3(水面や緑地が多い地域)、類型4(農地や山林が多い地域)と定められている。

なお、事業計画地は類型3に分類されている。

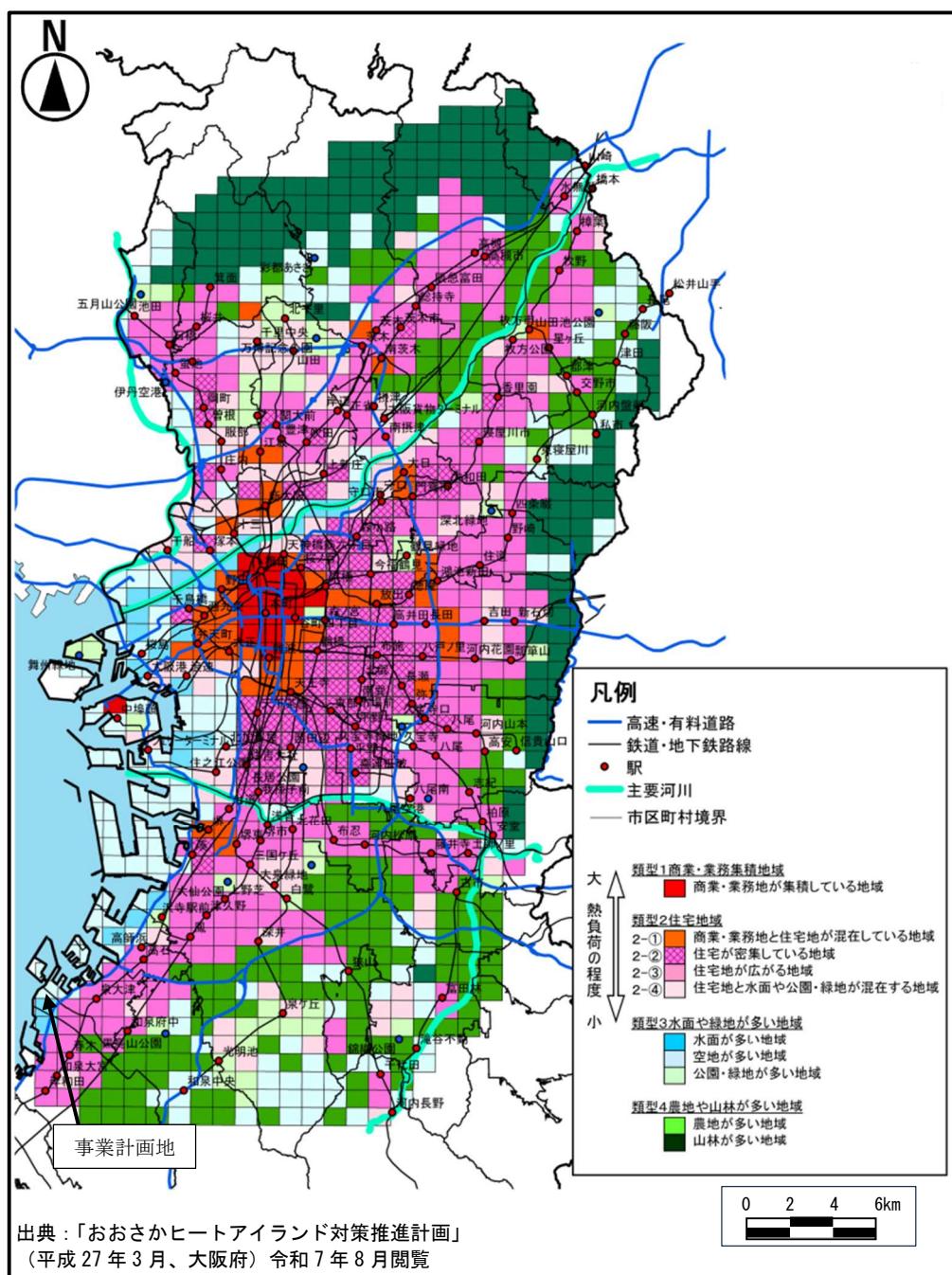


図4-5-4 热環境(热特性)マップ

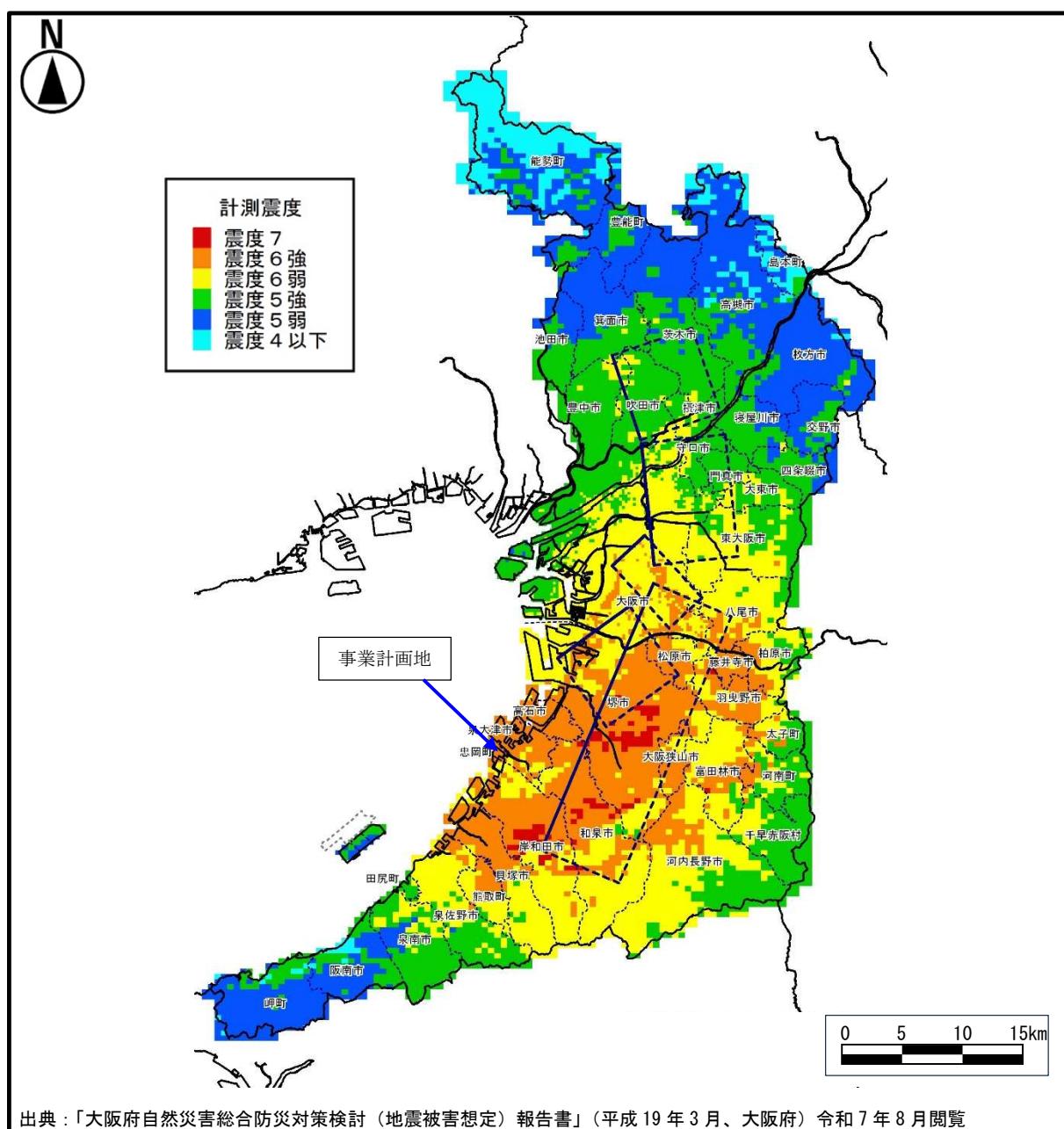
4-5-5 地震

忠岡町地震ハザードマップによれば、事業計画地周辺に影響を及ぼす可能性のある地震は、上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震と想定されている。

それぞれの地震における震度予測は、図4-5-5(1)～(2)に示すとおりである。

大阪府による地震の被害想定によると、最も大きな被害をもたらすのは南海トラフ巨大地震より、直下型地震である上町断層帯地震とされており、大阪府の南部での大きな揺れを想定した場合(上町断層帯地震B)、事業計画地では震度6強の揺れが予測されている。

なお、南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合の震度は6弱、液状化の可能性(PL値)は図4-5-6に示すとおり事業計画地では20～25であり、液状化の可能性が高いとされている。



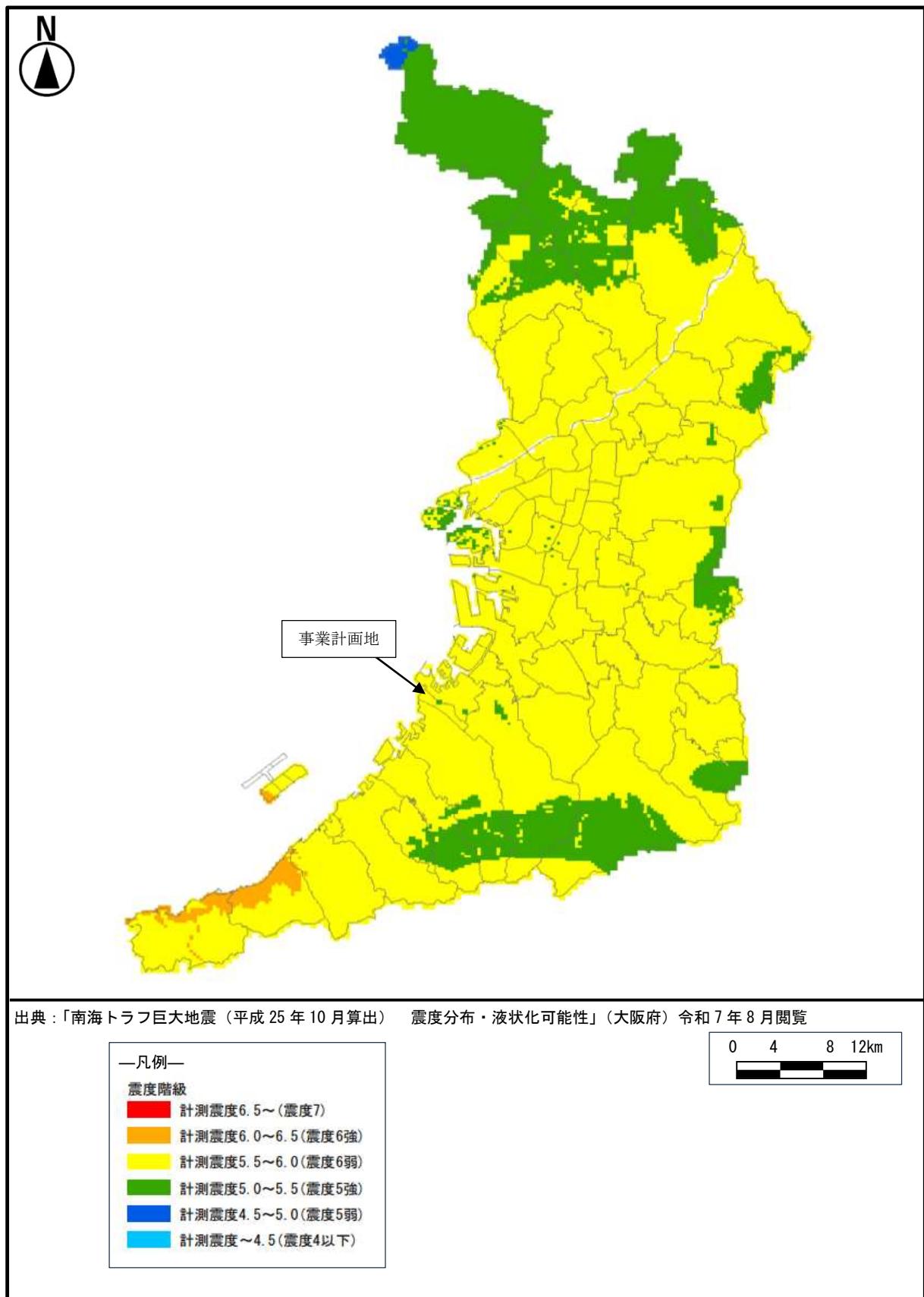


図 4-5-5 (2) 南海トラフ巨大地震 震度予測分布

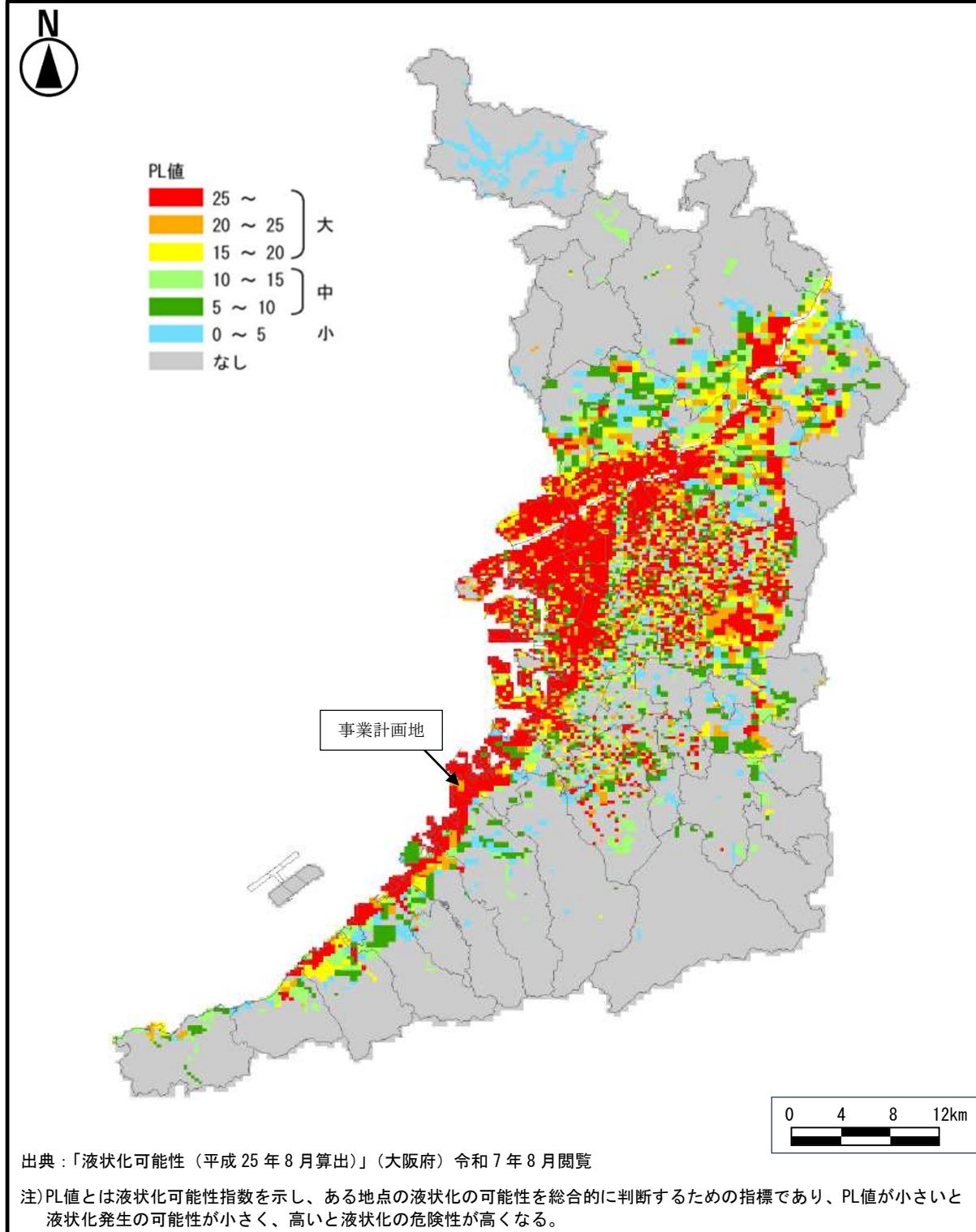


図 4-5-6 事業計画地における液状化の可能性(PL 値)

4-5-6 津波

大阪府では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づき、府域の津波浸水想定を設定し公表している。平成25年8月に大阪府が公表した「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による、大阪府沿岸の市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間は、表4-5-2に示すとおりである。

事業計画地が位置する忠岡町の最大津波水位はT.P.4.3m、地震発生後最短到達時間は94分となっている。

表4-5-2 市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 ^{注1)} (ha)	最大津波水位 ^{注2)} (T.P.+ m)	海面変動影響 開始時間 ^{注3)} (分)	地震発生後 最短到達時間 ^{注4)} (分)
大阪市 都島区	101 [*]	—	—	—
大阪市 福島区	379 [*]	—	—	—
大阪市 此花区	816 [30]	4.1 [4]	62	113 [113]
大阪市 西区	426 [*]	—	—	—
大阪市 港区	620 [20]	4.5 [4]	61	114 [121]
大阪市 大正区	665 [*]	4.6 [4]	65	117 [122]
大阪市 浪速区	193 [*]	—	—	—
大阪市 西淀川区	840 [20]	4.3 [4]	66	116 [120]
大阪市 旭区	21 [0]	—	—	—
大阪市 城東区	259 [*]	—	—	—
大阪市 西成区	499 [40]	—	—	—
大阪市 淀川区	756 [90]	—	—	—
大阪市 住之江区	1,174 [50]	5.1 [5]	68	110 [110]
大阪市 北区	322 [*]	—	—	—
大阪市 中央区	21 [*]	—	—	—
大阪市 住吉区	13 [0]	—	—	—
大阪市 鶴見区	41 [0]	—	—	—
堺市 堀区	774 [540]	4.2 [5]	66	110 [114]
堺市 西区	928 [580]	4.9 [5]	55	101 [106]
岸和田市	398 [360]	4.4 [5]	56	93 [95]
豊中市	1 [20]	—	—	—
吹田市	0 [*]	—	—	—
泉大津市	521 [440]	4.4 [5]	58	95 [98]
貝塚市	124 [80]	3.7 [4]	31	88 [90]
泉佐野市	111 [70]	3.8 [4]	31	81 [84]
和泉市	2 [0]	—	—	—
高石市	716 [450]	4.8 [5]	52	102 [105]
泉南市	110 [50]	3.2 [4]	29	75 [77]
阪南市	47 [20]	3.6 [4]	28	68 [72]
忠岡町	97 [60]	4.3 [4]	55	94 [98]
田尻町	28 [20]	3.3 [4]	28	80 [83]
岬町	69 [70]	3.8 [4]	26	54 [59]
大阪府 合計	11,072 [3,050]	—	—	—

注1)表中の[]は、内閣府公表値(平成24年8月29日)を示す。

注2)浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。内閣府公表は府域で浸水面積が最大となるケース④。10ha単位。*は10ha未満の浸水を表す。

注3)最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。内閣府公表資料は、最大津波高(満潮位の時の標高、地殻変動考慮)。

注4)海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

注5)最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分	環境影響要因の内容
施設等の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、廃棄物の発生が考えられる。 ・施設の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。 ・高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ・造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、土壤汚染の影響が考えられる。 ・工事の実施に伴い、廃棄物及び発生土の発生が考えられる。 ・建設機械等の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。 ・工事車両の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。

5-2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」(令和5年3月31日改定大阪府告示第428号)に示された予測・評価の対象となる項目(以下「環境影響評価項目」という。)のうち、前項で抽出した環境影響要因により環境影響が懸念され、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壤汚染、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物・発生土、地球環境及び気候変動適応等の11項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表5-2(1)～(3)に示すとおりである。

表5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設の供用		工事の実施		○：選定する理由	▲：選定しない理由
大項目	小項目	施設等の存在	施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
		二酸化硫黄	○		○		
環境基準設定項目	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○施設の稼動に伴い、煙突から硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の排出が考えられる。また、破碎選別施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。 ○廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去・施設の建設工事の実施の際に建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質(硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物)の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去工事の際に、粉じん(ダイオキシン類)の発生が考えられる。 ○施設の建設工事実施の際に、造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。 ○工事車両の走行に伴い、大気汚染物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の発生が考えられる。
		二酸化窒素	○	○	○	○	
		ダイオキシン類	○				▲施設等の存在、施設の供用、工事の実施に伴うその他の大気汚染物質は、下記に示す理由により選定しない。 ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、煙突排ガス中にはほとんど含まれない。 ・硫黄、ベンゼンについては、車両等の燃料に含まれる物質ではあるが少量であり、全国的に二酸化硫黄及びベンゼンの環境基準を達成している状況である。 ・光化学オキシダントは揮発性有機化合物(VOC)と窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではない。なお、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物は、焼却施設で燃焼(800℃以上)することにより分解され、発生は少ないと考えられる。窒素酸化物については、窒素酸化物の項において選定している。
		塩化水素	○				・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、車両等からの排出ガスにはほとんど含まれていない。 ・微小粒子状物質については、環境省において、PM2.5等大気汚染物質排出インベントリの整備・更新を行っている段階であり、予測・評価を行うための知見が不足している。 なお、焼却施設では集じん装置により排出ガス中の微小粒子状物質の排出を低減する計画である。
大気質	その他	水銀	○				
		粉じん	○		○		

*工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

表 5-2(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容				○：選定する理由 ▲：選定しない理由	
		施設の供用	工事の実施	施設の建設工事	工事車両の走行		
大項目	小項目	施設等の存在	施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
水質、底質	生活環境項目(SS)					▲焼却施設は、炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。	
	健康項目					工事中は、工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排出する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えてpH調整等を行う。	
	特殊項目					事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排出する。	
	その他					これらのことから、水質、底質に影響を与えることはないと考えられる。	
地下水	生活環境項目					▲施設の稼働及び建設工事の実施に伴い、地下への浸透防止対策を行うため、地下水汚染の原因となる有害物質が地下浸透することはないと考えられる。	
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	○施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		○	○	○	○	○施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音		○				○施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		○				○施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下						▲本事業の実施により、地下水の採取などなく地盤沈下に繋がることはないと考えられる。
土壤汚染	土壤汚染				○		○旧クリーンセンターの施設解体撤去に伴い、土壤汚染の影響が考えられる。
日照阻害	日照阻害						▲施設等の存在により、周辺に日照に影響を及ぼすような住居は存在しない。
電波障害	電波障害						▲施設等の存在により、周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速						▲本事業の実施により、気象に影響を及ぼすような地形改変及び高層構造物の設置はない。
	気温						
地象	地形、地質、土質						▲本事業の実施により、地象に影響を及ぼすような土地改変はないと考えられる。
水象	河川水象						▲本事業の実施により、水象に影響を及ぼすような行為はない。
	湖沼水象						
	海域水象						

表 5-2(3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容				○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設の供用	工事の実施	施設の建設工事	工事車両の走行	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行
陸域生態系	陸生動物					▲事業計画地は既に旧クリーンセンターとして利用されていた土地であり、本事業の実施により、陸域生態系及び海域生態系へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	陸生植物					
	淡水生物					
	陸域生態系					
海域生態系	海域生物					○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
	海域生態系					
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観					▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観、歴史的・文化的景観は存在しない。 ○施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
	歴史的・文化的景観					
	都市景観	○				
文化財	有形文化財等					▲事業計画地は埋立地であり、本事業の実施により、有形文化財、埋蔵文化財等へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	埋蔵文化財					
廃棄物、発生土	一般廃棄物	○		○		○施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物	○		○		
	発生土			○		
地球環境	温室効果ガス	○	○	○	○	○施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。 ▲本事業の実施による、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれない。
	オゾン層破壊物質					
気候変動適応等	洪水・内水氾濫					○高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。 ▲事業計画地は、洪水・内水氾濫、土砂災害による影響を受けることはない。 ▲本事業の実施により、事業計画地周辺における暑熱の状況に影響を及ぼすことはないと考えられる。
	高潮・高波	○				
	土砂災害					
	暑熱					
	地震	○				
	津波	○				

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

事業計画地周辺の環境の現況の把握及び予測に必要な資料を得るため、5-2で抽出した環境影響評価の項目を対象として、既存資料調査及び現地調査を実施する。

調査の内容は、表6-1(1)～(6)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質				
既存資料調査	大気汚染物質の濃度及び気象の状況 事業計画地周辺の一般環境局(岸和田中央公園局、泉大津市役所局等)及び自動車排ガス測定期(天の川下水ポンプ場)	過去5年程度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定期測定結果(年報)」(大阪府)	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定期のデータ収集を行う。
気象				
現地調査	地上気象 ・風向・風速 ・気温、湿度 ・日射量 ・放射收支量	事業計画地内 (図6-1(1)参照)	通年観測(1時間値)	「地上気象観測指針」(気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)に基づく測定方法※
	上層気象 ・風向・風速 ・気温、湿度	事業計画地周辺2地点 (図6-1(1)参照)	4季(7日間/季)	「高層気象観測指針」(気象庁)に基づく測定方法

※地上気象の現地調査のうち、風向・風速の観測は、事業計画地内の既存施設煙突頭頂部(地上55m)で通年観測を行う。

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質					
現地調査	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 窒素酸化物 ダイオキシン類 塩化水素 水銀 自動車交通量	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照) 事業計画地周辺 2 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 時間値) 平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠し、JIS B 7954 「 β 線吸収法」により連続測定する方法 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に基づく測定方法に準拠 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠 「大気汚染物質測定法指針」(環境庁)に準拠 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境庁)に準拠 ・車種別・方向別交通量を数取器(カウンター)による計測 ・道路構造(車線数、幅員、傾斜等)の把握	大気質の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、事業計画地が位置する忠岡町域の 2 地点(町民いこいの広場及び忠岡町民運動場)と施設の稼働時の煙突排ガスの着地濃度が高くなると想定される地点付近の計 3 地点を選定して実施する。 大気質の影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、上記 3 地点に加えて事業計画地が位置する忠岡町に隣接する泉大津市及び岸和田市の大気環境を代表する地点として泉大津市役所局及び岸和田中央公園局の計 5 地点を選定して実施する。 廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートの現況の自動車交通量の把握及び予測に必要なデータ収集を目的として実施する。交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
騒音				
既存資料調査	騒音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市)
現地調査	騒音レベル (L_{A5})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第 1 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8731 により測定
	道路交通騒音 レベル (L_{Aeq})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける騒音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査行う。 平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (4) 現況調査の手法

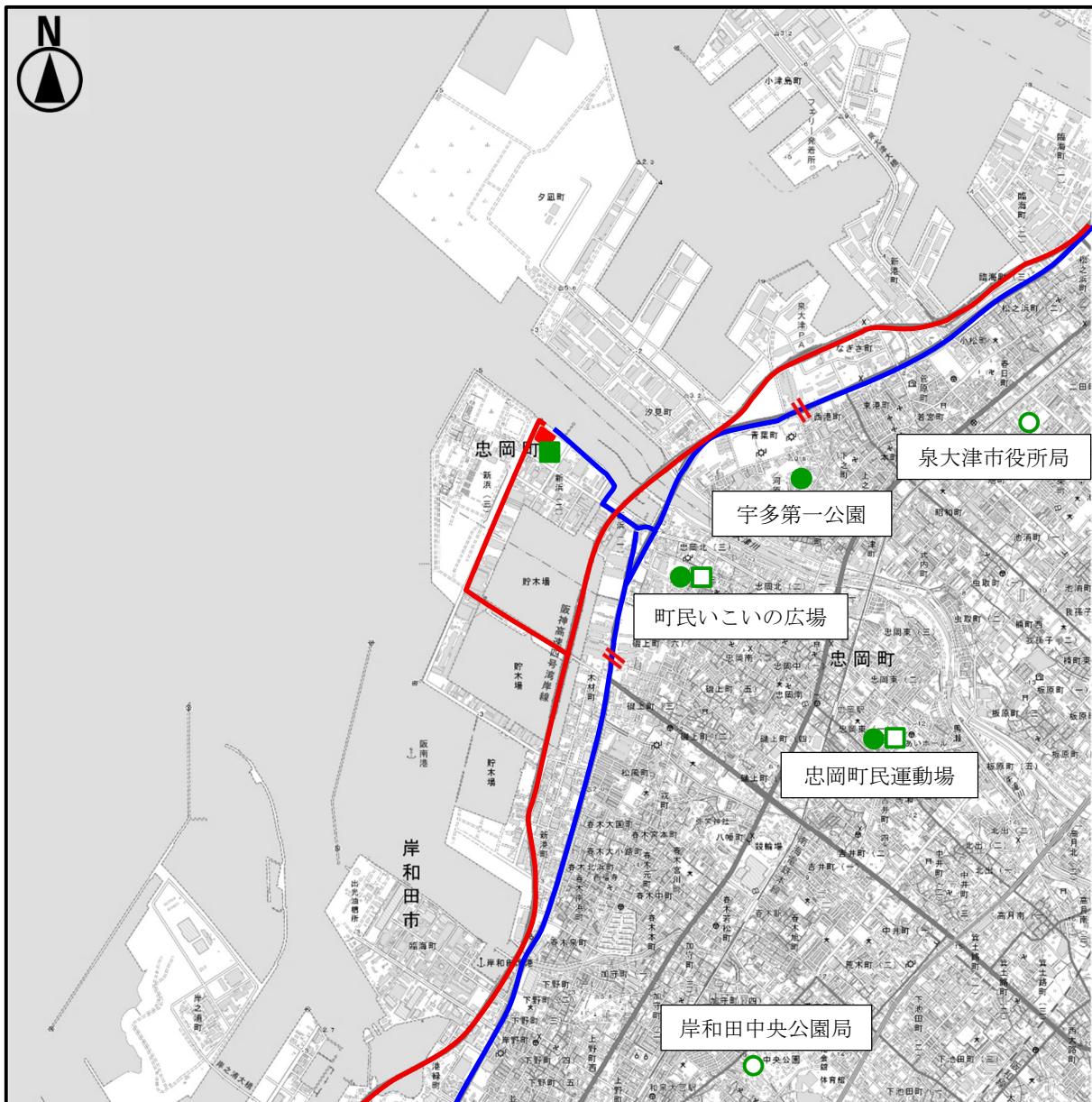
現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
振動				
既存資料調査	・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等	事業計画地周辺	最新の年度	・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) ・「都市計画図」(泉大津市)
現地調査	振動レベル (L_{10})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年總理府令第 58 号)及び 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8735 により測定
	道路交通振動 レベル (L_{10})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける振動の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。 平日と休日の騒音レベルの変化を把握するとめ、平日及び休日の各 1 日実施する。
低周波音				
既存資料調査	低周波音の 状況	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)
現地調査	低周波音圧 レベル (L_{Geq} , L_{eq})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠
				廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける低周波音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。 平日と休日の低周波音圧レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1(5) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
悪臭				
既存資料調査	悪臭の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等 悪臭の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	・事業計画地敷地境界 2 地点 ・類似施設 2 点 (図 6-1(3) 参照)	夏季(1 回/日)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環告第 9 号)及び 「臭気指数の算定の方法」(平成 7 年環告第 63 号)に準拠 悪臭の現況を把握するため、事業計画地敷地境界 2 地点(風上・風下)で調査を行う。 また、影響予測のため、類似施設 2 施設において調査を行う。
土壤汚染				
既存資料調査	土壤の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等 土壤の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	土壤調査の状況	事業計画地	旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壤調査の結果入手する。	忠岡町が実施した事業計画地における土壤調査の結果を用いて、施設の建設工事の実施による土壤汚染への影響予測の資料とする。
人と自然との触れ合いの活動の場				
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地周辺	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等 事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地周辺及び運搬経路周辺 (図 6-1(4) 参照)	秋季の平日・休日各 1 日(昼間)	現地踏査による、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査 活動の場の利用状況(利用人数や利用形態)を把握するため、利用者が多いと考えられる秋季に行う。 また、交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (6) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
景観				
既存資料調査	景観の状況	事業計画地周辺の主要な眺望地点	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等
現地調査	都市景観	事業計画地周辺概ね3km以内(10地点程度) (図6-1(4)参照)	落葉期・繫茂期各1日	写真撮影
廃棄物、発生土				
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府)等
地球環境				
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等
気候変動適応等				
既存資料調査	高潮・高波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府高潮浸水想定区域図」(大阪府)及び「忠岡町高潮ハザードマップ」(忠岡町)等
	大規模地震による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町地震ハザードマップ」(忠岡町)等
	津波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町津波ハザードマップ」(忠岡町)等



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

0 500 1000 1500m

一凡例一

- : 事業計画地
- : 大型車搬入出ルート
- : 小型車搬入出ルート

- : 硫素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- : ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- : 地上気象：風向・風速、日射量・放射收支量、気温・湿度(通年)
- : 上層気象：風向・風速、気温(4季)
- // : 自動車交通量

図 6-1 (1) 調査位置(大気質、気象、自動車交通量)

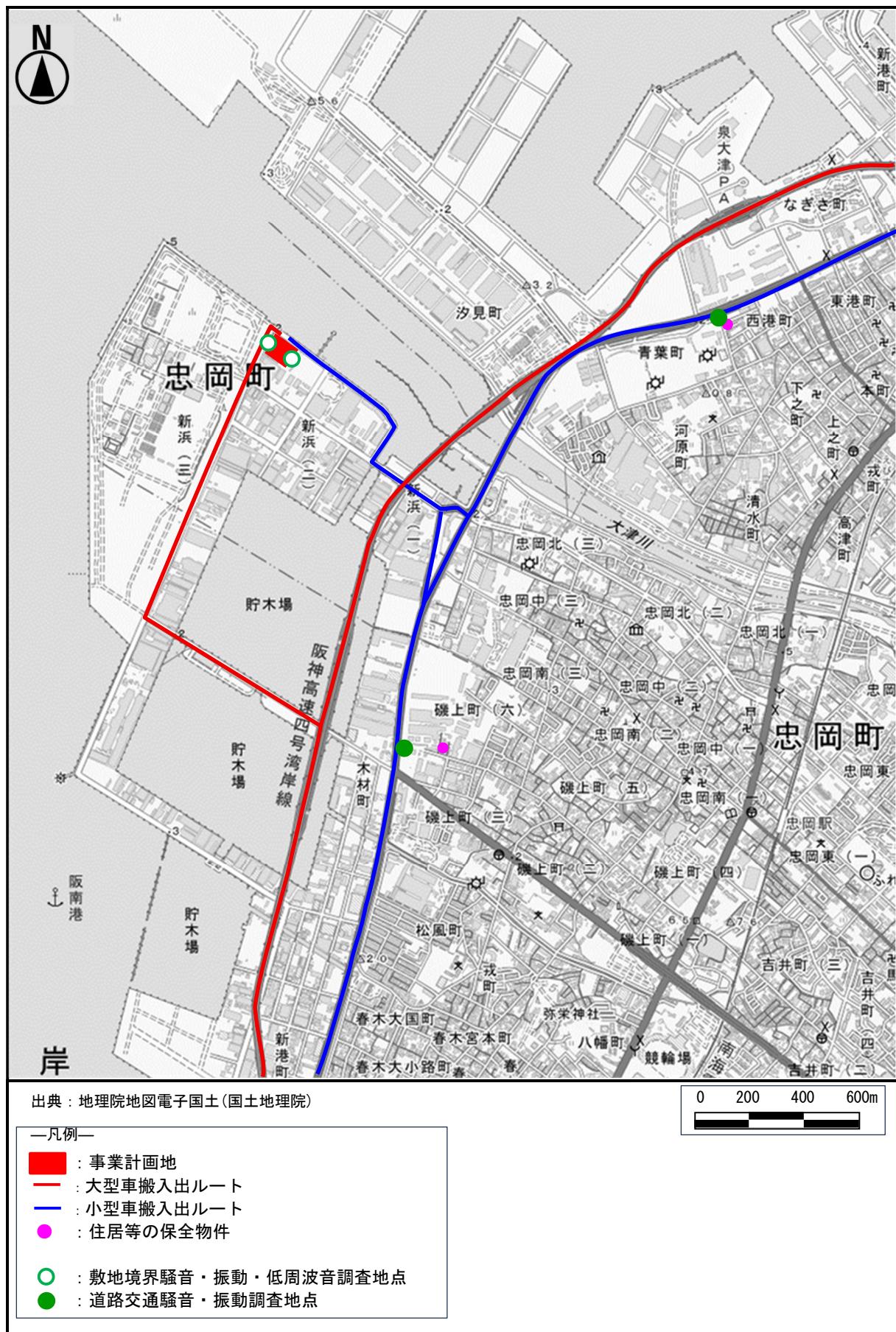


図 6-1 (2) 調査位置(騒音・振動・低周波音)

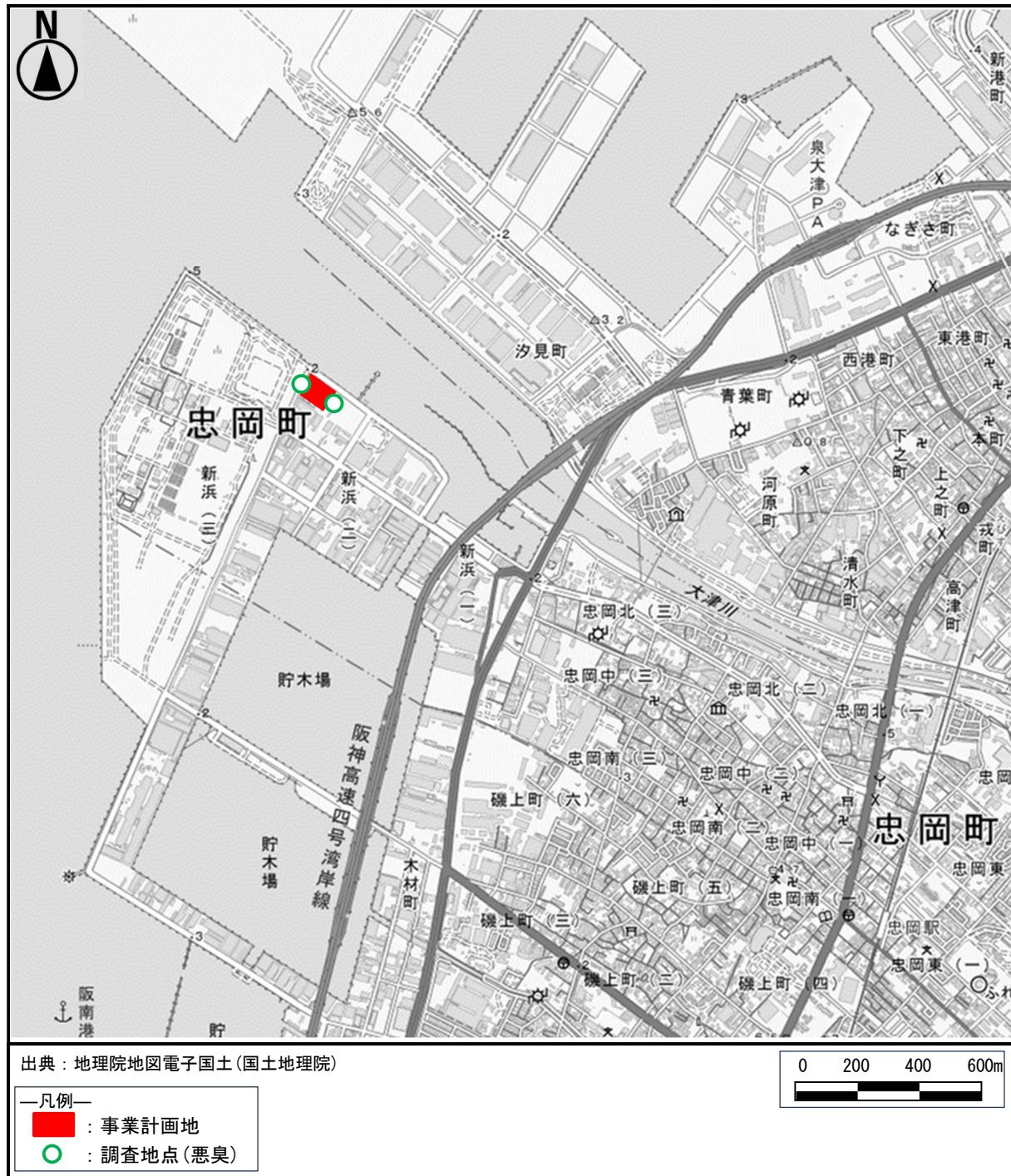


図 6-1 (3) 調査位置(悪臭)



出典：地理院地図電子国土（国土地理院）

0 600 1200 1800m

一凡例一

- | | |
|---|---------------------|
| ■ | 事業計画地 |
| — | 大型車搬入出ルート |
| — | 小型車搬入出ルート |
| ○ | 近景範囲(500m) |
| ○ | 中景範囲(3km) |
| ◆ | 景観調査地点 |
| ○ | 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点 |

- 注1) 景観は、上記の地点で予備調査を行い、代表的な眺望地点で落葉期・繁茂期の各1日調査を実施。
 注2) 人と自然との触れ合いの活動の場は、予備調査を令和7年3月15日(土)に行い、事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として代表的な新浜緑地、泉大津マリーナ及びなぎさ公園を選定した。

図6-1(4) 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場、景観)

6-2 影響予測

本事業の実施に伴う環境影響の予測の手法は、施設の存在・供用時は表 6-2(1)～(2)、工事の実施時は表 6-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 6-2(1) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
煙 突 排 出 ガ ス	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	「窒素酸化物総 量規制マニュアル(新版)」(平成 12年)に基づく 拡散モデルを基 本とした数値計 算	煙突排ガスの影 響予測に広く用い られている手 法を採用する。	事業計画地周辺 (事業計画地より 半径 3km の範囲)	事業活動が定常 状態となる時期
	水銀、ダイオ キシン類	年平均濃度				
施設の稼働に伴 う粉じん		施設からの粉じ んの程度	既存類似例によ る定性的予測	事業計画、環境 保全対策を踏ま えた定性的な手 法とする。	事業計画地周辺	事業活動が定常 状態となる時期
車 両 排 出 ガ ス	二酸化窒素、 浮遊粒子状 物質	年平均濃度	「道路環境影響 評価の技術手法 (平成 24 年度版)」(国土交通省 国土技術政策総 合研究所、平成 25 年 3 月)に基 づく予測式によ る数値計算	車両排ガスの影 響予測に広く用い られている手 法を採用する。	廃棄物運搬車両 等の通行経路沿 道 2 地点 (図 6-1(2)道 路交通騒音・振 動調査地点参 照)	事業活動が定常 状態となる時期
騒音						
施設の稼働に伴 う騒音		騒音レベル(L_{A5})	「環境アセスメ ントの技術」(平 成 11 年、(社)環 境情報科学セン ター)に示され た建物内での騒 音伝搬理論計算 式、屋外での騒 音伝搬理論計算 式による数値計 算	施設騒音の影響 予測に広く用い られている手 法を採用する。	事業計画地の敷 地境界	事業活動が定常 状態となる時期
廃棄物運搬車両 等の走行に伴う 道路交通騒音		等価騒音レベル (L_{Aeq})	日本音響学会提 案式(ASJ RTN-Mo DeI 2023)によ る計算	道路交通騒音の 影響予測に広く用 いられている手 法を採用す る。	廃棄物運搬車両 等の通行経路沿 道 2 地点 (図 6-1(2)参 照)	事業活動が定常 状態となる時期
振動						
施設の稼働に伴 う振動		振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論 計算式による数 値計算	施設振動の影響 予測に広く用い られている手 法を採用する。	事業計画地の敷 地境界	事業活動が定常 状態となる時期
廃棄物運搬車両 等の走行に伴う 道路交通振動		振動レベル(L_{10})	建設省土木研究 所提案式(修正 式)による計算	道路交通振動の 影響予測に広く用 いられている手 法を採用す る。	廃棄物運搬車両 等の通行経路沿 道 2 地点 (図 6-1(2)参 照)	事業活動が定常 状態となる時期

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音圧レベル(L_{seq} および L_{eq})	低周波音の伝搬理論計算式	工場低周波音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	事業計画に加えて、事業計画地敷地境界2地点および類似施設2点での現地調査結果による定性的予測	現状調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期
煙突からの悪臭物質の排出	特定悪臭物質及び臭気指数	「悪臭防止法施行規則」に準拠した式による計算	悪臭の予測に広く用いられている手法を採用する。		
人と自然との触れ合いの活動の場					
廃棄物運搬車両等の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図6-1(4)参照)	事業活動が定常状態となる時期
景観					
施設の存在に伴う都市景観	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュによる定性的予測	視覚的にその変化を把握しやすい手法とする。	事業計画地周辺	施設の完成時
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期
気候変動適応等					
高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩	発生リスクの程度	事業計画により予測する方法	事業計画を踏まえた定性的な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
大気質					
既存施設解体工事	粉じん(ダイオキシン類)	解体工事からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	工事計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺 旧クリーンセンターの焼却炉を撤去する時期
造成等の工事	粉じん	造成裸地からの粉じん	風向・風速の調査結果に基づき地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	造成裸地からの粉じんの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺 工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械等排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺 工事期間のうち、建設機械の稼働が最大となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両の排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点 参照) 工事車両の影響が最大となる時期
騒音					
建設作業騒音	騒音レベル(L_{A5})	日本音響学会提案式(ASJ CN-MoDel 2007)による計算	建設機械騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期
工事車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-MoDel 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期
振動					
建設作業振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期
工事車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
土壤汚染						
土壤汚染	土壤の移動による影響	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測	土壤の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	
人と自然との触れ合いの活動の場						
工事車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図 6-1 (4) 参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
廃棄物・発生土						
既存施設解体工事	工事の実施に伴い発生する廃棄物・発生土	廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	工事計画を基に廃棄物および発生土を定量的に予測	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
造成等の工事						
地球環境						
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	工事計画及び原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中	
工事車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	

6-3 評価

本事業の実施に伴う環境影響の予測結果は、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、表6-4に示す評価の指針を基に評価対象項目ごとに環境保全目標を設定する。

表6-4 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
土壤汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壤汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
人と自然との 触れ合いの活動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観の形成について十分に配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
気候変動適応等	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可

本事業の実施に伴い、必要となる許認可は以下のとおりである。

- ・一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・産業廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第15条第1項)
- ・建築基準法51条ただし書き許可(建築基準法第51条第1項)
- ・ばい煙発生施設設置届出(大気汚染防止法第6条第1項)
- ・水銀排出施設設置届出(大気汚染防止法第18条の28)
- ・特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
(振動規制法第6条第1項)
(ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項)
(大気汚染防止法)
- ・届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・危険物取扱所設置許可申請(消防法第11条)
- ・工事計画届出(大気汚染防止法第18条の15)
(大気汚染防止法第18条の17)
(大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7)
(電気事業法第18条第1項)
- ・労働安全衛生法